

第十三回 参議院文部委員会會議録第五十一号

昭和二十七年七月二十三日(水曜日)午後一時三十九分開会

委員の異動

七月二十二日委員田方進君辞任につき、その補欠として草葉隆圓君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 白波瀬米吉君
高田なほ子君
相馬 助治君

委員

木村 守江君
黒川 武雄君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木正三郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君
若林 義孝君
衆議院議員

国務大臣

文部大臣 天野 貞祐君
政府委員

地方財政委員 武岡 憲一君
会財務部長 田中 義男君
文部省初等中等教育局長 中 義男君
事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 内藤三郎君
説明員 文部省初等中等教育局庶務課長

第七部 文部委員会會議録第五十一号 昭和二十七年七月二十三日【参議院】

本日の會議に付した事件

○義務教育費国庫負担法案(衆議院提出)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

義務教育費国庫負担法案を議題といたします。これに対して質問のあるお方は御発言をお願いします。

○矢嶋三義君 政府委員にお伺いたしますが、仮にこの衆議院から参議院に回付された法律案が両院を通過成立した際において、衆議院においていわゆる附帯決議というものがなされておられますが、これをどういうふうに取り扱われ、どういうふうに対処されるおつもりであるか伺いたいと思います。

○政府委員(田中義男君) 衆議院における附帯決議をされました事項は、御承知のように三項目ございますので、この第一項の点につきまして、これはこの修正案の第二条の第二項に関するところでございまして、その最高限を定めるような場合におきまして、実績を下ることがないように十分これは一つ努力を以てその実現を折衝の上に取りたいと考えておるのでござい

ます。それから第二項にございす老朽危険校舎の起債でございますが、これを関係方面とも折衝いたしまして、そうして地方財政法の第五条を改正して、自由にその起債ができますように、その実現を図りたいと思つておるのでございます。第三項につきましても、これは一つその実現を図られますことをお願いいたしておるような状態でござい

ます。

○矢嶋三義君 この衆議院の附帯決議なるものは、文部委員会に附帯決議とされたのだらうと思つております。勿論本會議でこんなものができるはずないのですから……。そこで伺ひますが、こういう内容のものが法律の中に盛り込まれて本會議で決議されれば非常に結構なんですが、そうでなくして、ここに文部委員会というものが附帯決議になるといふことは、私はこれは一つのお慰めごだ、お悔みごだ、こんなふうには私は感ずるのであります。あなたがたは行政政府におるかたとして、こういうふうな附帯決議があつた場合に、それが現在あるところの自治庁或いは地財委当局、大蔵当局あたりの折衝において、どのくらいこの附帯決議を活用できるというふうにお考えになつていらつしやるか。更にこ

ういう附帯決議があるならば、恐らくあなたがたのこれに対する政府各部門の状況もわかつていましよから、見通しというものを持たれていと思ふのですが、その点は如何でござい

ますか。結局こういう附帯決議というものがあつたならば、これが生きて正式にやはり法律の中に入るのなければ、単なる私は一つの自己満足のなものに終つてしまふと思ふのですが、この見通し、並びに活用する方法ですね。そういうものについての御所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) お話のように、すべてが条文の中に入りますことが、これが最も有効であり、望ましいのでありますけれども、これはいろいろ事情から止むを得ないといつたしまして、その附帯決議となりまして、やはりこれは国会における附帯決議でもございまして、これは行政府として尊重すべきものでございまして。従つて私も是非その趣旨は今後の折衝の上に実現を期すべきでござい

ます。それはやれると只今は私も考えておるのでございまして、なお実際官庁間において折衝をいたします場合に、相手を納得せしめることはこれはよほどまあ努力を要するのでござい

ますが、先ずこの決議があるということそれ自体において、すでに事柄の必要性と云ひますか、これを實現すべきことについては、一応問答無用で我々これを押し進めることができますので、まあ非常に力強いしる楯となるわけなのでござい

ます。○矢嶋三義君 提案者にお伺ひいたしますが、この附帯決議を文部委員会に對して決議するに先立つて、与党並びに政府内との若干の話し合ひが付いて出されたものか、それとも衆議院の文部委員諸君だけで出された案であるか、その点を承わつて置きたいと思ひ

ます。○衆議院議員(若林義孝君) まあ仰せの、先ほど来のお氣持、よくわかるのでござい

ます。これを全部我々は法案として正式に成文化したいという氣持は十分あるのでござい

のじやないか、こういう気分でおるの
であります。飽くまでも狙うところ
は、施行期日は二十八年度から狙つ
ておるのであります。

○矢嶋三義君 只今の答弁の一点を裏
返してお伺いしますが、若しも参議院
において施行期日を二十八年度の四月一
日なら四月一日と、こういうふうな修
正して衆議院に回付したならば、衆議
院は、少くとも衆議院で賛成はそれに
するところの用意がある、こういう意
味でございますか。

○衆議院議員(若林義孝君) これは応
ずるといふよりは、まあ私たちの気持
としては、二十八年度からでなければ
ならぬという強い要望をここに表示し
たしておるのであります。その当時
の段階においてこれを明示することが
不可能であつたために、止むを得ずこ
の附帯決議としてこれを表示したので
あります。諸般の状況と照し合せまし
て、参議院でも委員長初め財政当局に
対して、大蔵当局に対して非常な御熱
意を以て御折衝をして頂いておると思
いますので、そういう情勢下において
若しそれが明示されるということがあ
るならば、我々といはしましてことも
を拒むという気持は毛頭ないのでござ
います。

○矢嶋三義君 拒む気持は毛頭ないの
は附帯決議によつて明瞭なので、私は
拒む用意があるかないかというのでは
なくして、若し修正した場合は応ずる
ところの用意が衆議院の与党の皆さん
にあられますか、どうかということをお
伺いしておるのであります。

○衆議院議員(若林義孝君) これはも
う、むしろ私が過般来荒木、岩間両委
員に対してお答えいたしておりました

ように、どうもそのお願ひするという
わけには行かぬのでありますが、大い
に歓迎するところでありまして、恐ら
く諸般の事情が、大蔵当局或いは地財
委関係の様子がそれを許しさえするな
らば、これを喜んで受けることができ
ると思つております。

○矢嶋三義君 若干質問がダブルかも
知れませんが、ダブルの場合はそうい
うつもりで御答弁願ひたいと思つた
のですが、私はここで提案者に一般の
とを伺ひたいのですが、と申しま
すのは、現在の我が国の政治が政党政
治、政党内閣で成り立つておるわけ
なんですが、申すまでもなく絶対多数
の自由党の持つておる吉田内閣という
ものが構成されておるわけなんです。
私に常識的に考へて政府の、吉田内閣の政策
というものは与党であるところの自由
党の政調会、更にその決議機関である
ところの総務会あたりの決定というも
のは、まあ政府と与党とは違ふとはい
つたものの、政党内閣という立場から
政府の政策を左右するものである、そ
れでは更にその下部の自由党の政策決
定というものは、例えば文部行政につ
いてはそのセクションである自由党に
もその文部委員会というか、文教対策
部というか、名前はどうか知らんが、
ともかくもそういうものが政党内にあ
るのです。そうなりますと、自由党の
文教関係のセクションの決定されたも
のは、原則として私は自由党の政策審
議会、政調会、そういうところの意見
でもあり、それが自由党で作られると
ころの現吉田内閣の施政方針として現
われて来ると、こういう形態をとるも
のではないかと、こういうふうに考へ
ておるのですが、今の自由党の内情は

大変複雑で、ほかのほうからちよつと
測り知るべからざるものがあるよう
ですが、どういふふうになつていら
つしやるか、その点を承つておきた
いと思ひます。と申しますのは、ここ
に附帯決議があるが、これは非常に或
る意味においては重大でして、若しこ
ういふ法律案が通ります場合に、この
附帯決議は生かさなくつちやならん、
ところがこの附帯決議なるものは与党
の文部委員のかたが首唱されて、それ
で附帯決議されておるわけなんです
いますから、それを今度如何に評価す
るか、更にこれを今度如何に生かして
行くかといふことについては、やはり
与党の内部事情を、政策で打出すに
つては内部事情というものを一応承わ
つておかないと、ちよつと私も判断に
苦しむ点がございますので、一応その
点を承つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(若林義孝君) これは御
承知のごとく、もう国家の予算とい
うものが文部予算だけで他に何必要
ないのだといふことになりまして、理
想的のことを文部部会でできまして、そ
れを執行することができぬわけであ
りますが、すでに御承知の通り参議院
におきまして、地方行政委員会と合同
審議をなさいましたように、やはり平
衡交付金の大部分を占めますところの
教育予算を枠外に出そうとするので
ありますからして、これの調整で地財
委を相手としての交渉も相当骨が折れ
る。又地方行政委員会の中で御熱心
にこれを地方自治という面からお考え
になつておられます委員各位の御意見
もあるわけでありまして、なお議會の分
野で申しますと、全体を眺み合せてお
ります予算委員会に御参加願つており

ます各位の御意見もあると思ひます。
なお大蔵省当局の意見もそこにある。
この間の調整を図つて初めて私どもの
内部の諸政策は円満に行くわけであ
ります。二人や三人のところならすぐ話
が付くと思ひますけれども、何分二百
八十名という龐大な、歴史的に見まし
てもそう機会に恵まれぬといふ多数
を持つておるわけでありまして、参議
院の自由党の議員諸君にも又それ、そ
の立場からのお考えがあるわけであ
ります。それを一応調整するところに我
私の非常な苦心があつたのでありまし
て、生ぬるいといふお感じを持つてお
られることと思ひますが、併し会期も
急ぎますので、取りあへずあの原案を
出したわけでありまして、原案では物足
らないが、このくらいのとこで調整
できると考へ、とにかく私も努力い
したのであります。諸般の情勢か
ら先ずこれは無理であるといふこと
で、甚だ提案者自身も本意に思つてお
るものであります。この修正案となつ
て今お手許にあるわけなのでありま
す。そういうように自由党の、これは
飽くまでも責任政治、政党政治であ
りますから、自由党の意見の通り行
くと思つておられますが、党内の意見
もいろいろ交錯いたしておる中であ
る。この政策を盛り立てて行く、而もす
べてが教育予算に関連しておるかと言
へば、そうじやないものでありまして、
何ものにも増して教育予算の尊重すべ
き財政方針は、吉田内閣におきまして
も特別の審議を内閣の中に作られ
まして、教育といふものに對する関心
を持つておるのであります。他の予
算施策との関連において現段階はこ
ういふことになつておるのであります。

甚だこれは岩間委員の御批評を聞くな
らば、栗粒のごときものだ、顕微鏡で
見なければわからぬものになつてお
るじやないかと言われるのであります
が、これもたゞ／＼申上げるようであ
りますが、昨日も言つたのであります
が、甚だ不完全なものであります。こ
れが、この一粒の種子を育てて行くこ
とによつて将来皆様お考えになつてお
られます教育予算拡充という大目的に
これが橋頭堡として役立つことができ
るならばといふ念願をいたしておる次
第なのであります。

○矢嶋三義君 一般的になりますけれ
ども、私はもう一つお伺ひしたいので
すが、それは何故さういふことをお伺
ひするかと申します。これは提案者
も御承知と思ひますけれども、義務教
育費国庫負担法の立法については、未
だ曾つて見ないほどの全國民の要望と
いつていくくらいに長きに亘つて、更
に数代の大任に亘つてこれは問題にな
つて来た法律案であります。従つて我
我参議院においても、更に参議院の中
におきまして、この野党議員議員
にいたしまして、この義務教育費国
庫負担法はいろいろ考へを以て議員立
法けれども与党であるところの自由党の
皆さんが、非常に御熱心にやつていら
つしやるというので、まあ法律案が通
過するに當つて余り波乱を起さずに、
よりよいものができぬならばそれは結
構だといふので、参議院におきまして
も、参議院文部委員会におきまして
も、あえて國民が要望する線に沿つて
この議員立法を出すのを遠慮して、
あなたのはうの動きをまあ見ておつた
わけなんです。ところがまあこうい

も知れませんが、若しそういう気分があれば、そういう気持からお願いをいたしておりますことを一応御了承を願いたいと思うのであります。

○矢嶋三義君 今伸びる「ぎんなん」の粒のお話でしたが、これで選挙演説をやつたら確実に当選するだらうと思う、立派な話だと思うのです、（笑聲）併し私は、問題にするのはやはりいろいろ空想だとか、理想だとか、いろいろ我々お互いに立場々々で討論し合つてゐるんだけれども、併しまあ「いちよう」の「ぎんなん」からだんだんと伸びて太つて行くというのは、これは自然的かも知れないが、そうではなくて初めから「いちよう」の太木になつておるのがあるんですね、警察予備隊あたりまあ歴然たるものだと思うのです。而もその性格が果して社会情勢とか、国内情勢の変遷によつていろいろ説明はされておるけれども、やはり憲法との関連性においては何といつても拭うべからざる疑点があるわけです。で、新学制発足して、これこそ小さな「ぎんなん」の種を蒔いて、おいおい数年言つて、六三建築を八億くらいしかとれないのに、御承知のように警察予備隊は千億近くの中から安全保障費の五百六十億の三百億か、そのうちの一部が必ずや本年度のうちに警察予備隊の増員に使われるであらう、私はこれは将来事実によつて証明されるだらうと思う。かくのごとく種からではなくて、もう一遍に伸びてしまつておる。ところが教育のこれが如何にスピードで成長しようとも、何人も異議を挟むものでないのに、「いちよう」の小さな種から自然的に何年かのうちに聳え立つ樹木に育成して行く、その段

も知れませんが、若しそういう気分があれば、そういう気持からお願いをいたしておりますことを一応御了承を願いたいと思うのであります。

○矢嶋三義君 今伸びる「ぎんなん」の粒のお話でしたが、これで選挙演説をやつたら確実に当選するだらうと思う、立派な話だと思うのです、（笑聲）併し私は、問題にするのはやはりいろいろ空想だとか、理想だとか、いろいろ我々お互いに立場々々で討論し合つてゐるんだけれども、併しまあ「いちよう」の「ぎんなん」からだんだんと伸びて太つて行くというのは、これは自然的かも知れないが、そうではなくて初めから「いちよう」の太木になつておるのがあるんですね、警察予備隊あたりまあ歴然たるものだと思うのです。而もその性格が果して社会情勢とか、国内情勢の変遷によつていろいろ説明はされておるけれども、やはり憲法との関連性においては何といつても拭うべからざる疑点があるわけです。で、新学制発足して、これこそ小さな「ぎんなん」の種を蒔いて、おいおい数年言つて、六三建築を八億くらいしかとれないのに、御承知のように警察予備隊は千億近くの中から安全保障費の五百六十億の三百億か、そのうちの一部が必ずや本年度のうちに警察予備隊の増員に使われるであらう、私はこれは将来事実によつて証明されるだらうと思う。かくのごとく種からではなくて、もう一遍に伸びてしまつておる。ところが教育のこれが如何にスピードで成長しようとも、何人も異議を挟むものでないのに、「いちよう」の小さな種から自然的に何年かのうちに聳え立つ樹木に育成して行く、その段

階段というところにやはり時間的なギヤップがどうしても納得できないところに、そういうようなやはり質問が出て来るわけでは、一応あなた様のその説明を承わつたのですけれども、やはり私としては納得できかねる点があるわけです。それと今私が附帯決議のところから話が進んで行つていゝのですが、それでもちよつと附帯決議のほうに返りまして、政府委員のかたにお伺いいたしますが、この法律案は、政府委員のかたが御承知のように天野文部大臣としてはまあ政治的生命を賭けたものなんですね。そのためにこれを是非とも通したいために、施設関係を全部犠牲にしたと、例えば戦災とか、災害あたりを犠牲にして、単独立法だけを政府側において、或いは議員側においてもこれだけを通したいと思つておられるわけですが、そういうものを犠牲にしているわけですね。そうして本日まで来て、この法律案は修正されたように、施設関係は殆んど姿を消したわけですね。その一つのくやみ言は衆議院においては附帯決議の第二項に出て来ているわけですね。若し仮に参議院の或る会派で主張されて、或いは戦災とか、或いは災害の施設復旧に対しての附帯決議が或る会派から主張されて出て、ここで附帯決議となつたような晩において、少くとも次期国会において政府提案としてそれを単独立法として出すところの用意があるかどうか。それだけの腹を持つておるかどうかというのを私は承わつておきたい。

○政府委員(田中義男君) 災害復旧の問題につきましては、実は前々回の委員会でもいろいろ御説明いたしましたのでございますが、すでに地方財政法の非

常に有利なる改正がございまして、戦災、災害復旧についても学校においてその費用の分担の率については、これは別に政令又は法律で二十八年の三月末日までに定めることになっておりまして、併しこれを国において負担をするというはつきりした規定もございまして、一応それによつていづれは近く解決されるものと実は考えておるのでございます。

○矢嶋三義君 それは地方財政法の改正に待つて、単独立法の用意はないというわけですね、それで解決できる、こういう見通しを立てていられるというわけですか。

○政府委員(田中義男君) 単独立法にいたします前に、すでに地方財政法の改正がございましたので、それによつて国が負担をいたしますその割合については、これは或いは法律によつて、或いは政令によつてなつておりますので、単独立法によることもあり得るわけでございます。

○矢嶋三義君 その戦災とか、災害復旧とか、災害復旧については文部施設関係以外はいずれも立法的な裏付けができておるわけですが、そういうものと、或いは衆議院の附帯決議の二項にある老朽危険校舎、こういうものを一環とした一つの立法というものは考へておられないのですか。教育というのは教員の給与だけで済むものじやないのです。これは容れ物が相当に財政的な面から教育に支障を来たして、おることは御承知だと思ふのですが、どういふふうな考へていらつしやるのですか。

○政府委員(田中義男君) これについてはいろいろ省内におきましても、直接の担当部局等においても意見をもち、なお研究なり或いは具体案についても調査いたしておるのでございまして、それらの結果どういふふうにしたしますかは、まだ只今ここにはつきり具体的なお答えをする程度ではございせんが、ただ研究なり、或いは討議はいたしておることを一応申し上げておきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 これは突つ込んで聞くのは本意ではないので多く聞かないのですが、もう一回聞かしてもらいます。文部省のかたへは、相当多年と申しては語弊があるかも知れませんが、ここ二、三年間に非常に勉強され

て真剣にお考えになつておるのみならず、この義務教育国庫負担法を通すために文部省内においても大臣以下若干それを抑えられたような感じを私は受けるのですが、二本建てで行くのは失敗するから、それは大事だけれども、それを引込めると、義務教育費国庫負担法を天野国務大臣の政治的生命を賭けてこれだけをやるといふのは、まあ恰好のいい言葉で言へば重点主義とか、緩急によつてというふうな御説明をなさるかも知れないが、私はそういうような感じがしてならないのです。だから私は伺つてゐるのです。単に研究で今後云々というのでなくして、そういう腹を文部省内においては、これはあなたと同等の立場の局のことを聞いておるわけでは、ちよつと御質問申上げるのもどうかと思うのですが、まあ協調するといふ立場から該当局としてどういふような腹でいらつしやるのか、まあ文部省にいらつしやるあなたは空気というものを御承知だと思ひます。

で、もう一遍お伺ひしたい。

○政府委員(田中義男君) いろいろ御承知のことでもございまして、なお又それについて御感想も、又お聞き及びのこともあるかと思ふのでございまして、文部省として考えます場合には、他の部局において熱心に考えましたことを、これを省内に諮つて一つの結論を得たといふところまでは実は行つておらんわけでありまして、それらの当事者において用意をし、検討をし、そして努力をしておつた、又おるといふ程度なのでございまして、省としてただ一方を、はつきりしたものを抑え、他のものをどうするといふ、そういうふうな事柄にはなつておらんかつたと私は承知しております。

○矢嶋三義君 結構です。こういうのは大臣がおらんといふ問題にならんとすね、質問されんすよ。大臣がおらんといふ。それはそれでとめておいて、今度は提案者に一つお伺ひいたしますが、これ又吉田総理がいらないと工合が悪いのですが、一般的なことを一つだけ伺ひたい、是非吉田総理に聞きたいことがあるのですけれども、それは一つ残して置きましょう。(呼ばう呼ばうと呼ぶ者あり)それで文部大臣と吉田総理の質問は保留して置きます。それから次に具体的なことをお伺ひいたしますが、これは恐らくほかの委員のかたから質問されたらうと思ひますが、併し私はこの法律案の態度をきめるに當つて是非承わつて置きたいので伺ひますから、簡単にいいから一つ答弁して頂きたいと思ひます。というの、私は別にサボつていて委員会に出なかつたのではないので、他の委員会とダブつておつて来られなかつ

たのでちよつと承わつて置きたいのですが、それは第二条で、これは何回答弁しても私は大事なことだと思ふので答弁して頂きたいのですが、最高限度を政令で定めることができるという場合、その最高限度は全国均一で定めようか、それとも各県別に最高限度というものをきめるつもりでございませうか。それから若し或いは各県を若干のグループに分けて、そうして最高限度をきめられるつもりでございませうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 政令で最高限を定めます場合には、その内容は性質上ただ個々の都道府県についてこれこれといふようなことをきめるのはございせんので、基本的な基準を政令によつてきめることに予定しておるのでございます。

○矢嶋三義君 そうする場合に、現在都道府県で或る程度のアンバランスを私は確認しておるのですが、全国均一できめる場合に、例えば東京みたいな所では下つたものはきめられない、こういうことを意味しておるわけですか。

○政府委員(田中義男君) これはそれを定めます場合には、現在行つておる最高限のものよりは恐らく低くなると思ひます。大部分の貧弱県と申しますか、低い県について見ます場合には相当高い程度のものであるらうと考えます。

○矢嶋三義君 そういう数学的に言へば中位数みたいなものを出されるつもりではないかと思ひますが、そうならば衆議院の附帯決議の、各都道府県の各年度の実績を下廻らないように定めるといふのと、の関連はどうなつて来ますか。

方面の教育というものは現状よりは下

当を得ていないかも知らないと思います

言を持つて来るかというと、A県、B

的に申しますと、従来自治庁方面であ

おるのでございます。

○矢嶋三義君 ところでそれは一応それでとどめて置きましょう。それで実際技術的にそのエキスパートである内藤課長にお伺いいたしますが、二分の一を国庫負担して、あとは平衡交付金で入る、恐らく三、四割は大体入るだろう、こういう説明がいつかあつたと思うのですが、そうなりますと、それだけ聞くとまあ町村長あたり、又教育者の一部も非常に喜ぶかと思ひますが、これは地方財政委員会にしても、或いは地方財政或いは国家財政という立場から相当対策が講ぜられると思ひますが、若し二分の一を最高限度以下に置いて自動的に給付するという事になりますと、あと残りは平衡交付金と言いますが、その平衡交付金の面で、平衡交付金の算出の過程において、その操作において減額するということな方法というものが予想されて来はしませんか、如何でしょうか。

○説明員(内藤三郎君) ちよつと御質問の趣旨がはつきりいたしかねたのでございますが、この法案の実施によりまして、都道府県の実績の二分の一というものは、これは予算編成の上から大体前年度を基礎に当該年度を測定いたしまして国庫負担額が一応きまつて来ると思ひます。その国庫負担額に相当する分が今度平衡交付金の場合の義務教育費の基準財政需要額に算入されるわけでありまして、ですからその算入された額をどういうふうに分配するかということが単位費用の問題に相成るわけでありまして、ですからその単位費用を現在学校、学級、児童、こういう三本建の構成をとつておりますが、これが果していいかどうかは私どもも今後研究しなければならんと思つております。そこでいづれにいたしましても国庫負担額が一応予算上明確になりまして、それに見合うところのものが義務教育費の基準財政需要額、その基準財政需要額が単位費用として現われて来るわけですから、そこでこの国庫負担法のほうから行きますと、実績の二分の一でありますから、翌年度で調整することになるのであります。それから平衡交付金の方は一応単位費用をきめて置きますから、それによつて過不足が生じて調整する途はないわけでございます。ですからお話のようにならば、非常にその点安心して将来のことと計画して行かれると思ひます。すけれども、重要な部分がすつと未知数になつてゐるものでありますから、二分の一はきまつたが、あと一部は平衡交付金の基準財政需要額にやると言つても、総額の場合から現状に或いは抑えて行かう、こういうふうな地方財政委員会あたりで考えれば、単位費用の何を手続きによつて変えて来て、そして二分の一と、それから残りの基準財政需要額に算定してやる部分と合したものを、現状と丁度対になるように単位費用のほうを変更して行けば、私はトータルにおいては何ら余らばならないというふうになつて来るのじやないか、そういう重要な点がこの法律案で未知数になつてゐるところに、新たにここから第一歩を踏み出すのと何ら変わらないような感じがしてならないので、それをお伺いしたのであります。それからこれと関連がありますからお伺いしますと、課長が先般単位費用算出の基準といふものが法律で定まらるので、或いは今度九百億と算定されておつたのが、七百七、八十億くらいに減額になるかも知れない、こういうふうにお話になつたのですが、どういふわけですか。

○矢嶋三義君 ところでそれは一応それでとどめて置きましょう。それで実際技術的にそのエキスパートである内藤課長にお伺いいたしますが、二分の一を国庫負担して、あとは平衡交付金で入る、恐らく三、四割は大体入るだろう、こういう説明がいつかあつたと思うのですが、そうなりますと、それだけ聞くとまあ町村長あたり、又教育者の一部も非常に喜ぶかと思ひますが、これは地方財政委員会にしても、或いは地方財政或いは国家財政という立場から相当対策が講ぜられると思ひますが、若し二分の一を最高限度以下に置いて自動的に給付するという事になりますと、あと残りは平衡交付金と言いますが、その平衡交付金の面で、平衡交付金の算出の過程において、その操作において減額するということな方法というものが予想されて来はしませんか、如何でしょうか。

○説明員(内藤三郎君) その点は、国庫負担額といふものは一応予算上きまつてから、少くともそれと同額のものは地方財政交付金の場合の地方財政計画の中の財政需要額として当然算入しなければならん経費になる。ですからそれは落すことではないと思ひますが、今度は具体的に単位費用をきめるときに落されるという事は、それは可能性は起きて来ると思ひます。その点は私どもとしては、できるだけ国庫負担額に見合う額だけは確保して行きたいと、かように考えておるものであります。落される心配と申しますのは、御承知のようには地方財政委員会のかたが見えておられますので、それから御説明を伺つたほうがいいかと思ひますが、財政収入の見方が税収の八割で計算され、又平衡交付金のほうは特別交付金が八分ございまして、それをまる／＼見られるかどう

うか問題ですが、従来地方財政委員会では、非常に教育費については御考慮を頂きまして、国庫負担の翌年には、二十五年度は、国庫負担と同額のものを、一〇〇％見て頂いたのですが、二十六年度、七年度は若干私どもと見解を異にいたしましたことは残念であります。二十五年度においては国庫負担と同額のものを基準財政需要額に入れて頂いたのであります。

○矢嶋三義君 この法律が完備してゐるならば、非常にその点安心して将来のことと計画して行かれると思ひます。すけれども、重要な部分がすつと未知数になつてゐるものでありますから、二分の一はきまつたが、あと一部は平衡交付金の基準財政需要額にやると言つても、総額の場合から現状に或いは抑えて行かう、こういうふうな地方財政委員会あたりで考えれば、単位費用の何を手続きによつて変えて来て、そして二分の一と、それから残りの基準財政需要額に算定してやる部分と合したものを、現状と丁度対になるように単位費用のほうを変更して行けば、私はトータルにおいては何ら余らばならないというふうになつて来るのじやないか、そういう重要な点がこの法律案で未知数になつてゐるところに、新たにここから第一歩を踏み出すのと何ら変わらないような感じがしてならないので、それをお伺いしたのであります。それからこれと関連がありますからお伺いしますと、課長が先般単位費用算出の基準といふものが法律で定まらるので、或いは今度九百億と算定されておつたのが、七百七、八十億くらいに減額になるかも知れない、こういうふうにお話になつたのですが、どういふわけですか。

○説明員(内藤三郎君) この国庫負担については只今矢嶋委員の御心配の点は、これは実績の半額国庫負担ですから、その点は原則としては非常な筋金が入つておりまして、その中身がどうでもきまり得るという問題ではないと思ひます。ですから政令で定める場合には、限度をきめる場合にどこで限度をきめるかというところが問題にはなり得ると思ひます。この第二項の第一項は明らかに実績の二分の一でございまして、その点については予算上問題が起きて来ないといふように考へるものであります。それから現在平衡交付金で義務教育をどう見たかという問題ですが、これは実績がほぼ共済組合を除きまして、大体九百億に近いという計算なんでございまして、ところがこれに対して地方財政委員会がどの程度見たかという問題です。地方財政委員会の基準財政需要額の中で御考慮願つておられますのは、共済組合恩給をふち込んで大体八百四、五十億というところでありまして、この差はどうして来たかということ、これは地方財政委員会のほうで小学校は九百人、十八学級というものを基礎にされ、中学校は七百五十人、十五学級、こういうところを基礎にされたので、この基礎は人口十万人の平均規模という御説明なんです。私どもはこの点について了解してないものであります。むしろ全国平均として小学校は十二学級で五百四十人くらい、中学校のほうは更に九学級で四百五人くらいを想定しておるのであります。

○矢嶋三義君 ちよつと方向を変えて伺いたいと思ひますが、提案者にお伺いいたしますが、市町村に教育委員会を設置するように与党のほうでは態度をきめられたわけですが、従つて人事権も移される、その他の事務も大幅に必然的に教育委員会法或いは教育公務員特例法に移されるのであります。現在この法律案には給与費が相当重要な部分を占めるようになっておると思ひます。この法律案に於いて、市町村立学校職員給与負担法の給料その他の給与です。これはどこに持つて行かれるつもりでいらつしやるのか。市町村に教育委員会を設置されるという態度をきめられたので、当然その関連性において検討されておると思ひます。ので伺つておきたいと思ひます。

○衆議院議員(若林義孝君) 昨日も荒木委員にお答えをいたしましたのでございしますが、その点私たちとしては特別に

す。大体一学級の平均規模は四十五、地方財政委員会では五十という程度であります。そこでその点から来る計算の相違と、もう一つは例の三百七十五円、この問題が絡んでおることだと、そういうふうな一つの基準をおとりになつて計算された結果、そういう低い額になつておるのであります。もう一つは、先ほど申しましたように、財政委員会のお考えでは、これは基準財政需要額に見た額を／＼を入れないのだ。これは例の税収の分がまる／＼基準財政需要額として見る分は、別に税収の八割、或いは交付金も特別交付金を割りますから、その残りで操作しなければならぬ、こういう財政上の御理由が私にはあるのじやないかと考へるのであります。

ございますけれども、私は今努力は惜しまないつもりですけれども、次の国会等に法案として出すということにつ

いては、ちよつと明言はいたしかねるのでございます。

○矢嶋三義君 局長御遠慮なさらんようにですな。警察予備隊みたいな、あんなでかい私生児みたいなものが我が国にあるのだから、幼稚園教育あたりについて、一部法律案を改正して、まあ千円、一億、一億も要りませんでしょうが、そのくらいな予算を食うのは何にも遠慮することもないし、私はびし／＼やつてもらいたいと思うのです。それでそういうことを要望いたします。置きまします。長くなるといけませんから、もう二、三点質問して打ち切りたいと思うのですが、それはこの前の委員会で内藤課長のほうから、第三条に基づくところの教材に要する経費は約百億と見ています、その中の大体一部とは何ぞやという点について、大体三分の一くらいの大よそ三十億くらいは頭に入れておいて、それに基いて政令をきめるといふ考えであつた。こういう御答弁を頂いたと思うのですが、その百億というのはいくつですか、詳しく説明すれば限りはないでしょうが、一体どういふふうにして算定されたものか、その点お伺いしたいと思います。

○説明員(内藤三郎君) これは教材費が一体どのくらいかかるかというところでございまして、標準の学校の規模を測定しまして、その学校の図書費が生徒一人五冊なら五冊というふうに計算しまして、その他科学書の類がどのくらい、そのほか理科の実験器具、機械がどのくらい、これは各教科別に検討いたしましたので、それで消耗品関係を除きますと、ほぼ百億程度なんです。ですから各教科別にどれだけの部数が必要かというのを具体的に検討

出し、価格を検討して百億という数字を出したのでございまして、これが少なくとも最低百億、百億を若干上回るかも知れませんが、見たのであります。この百億の計算は更に十年償却で見えますから、一千億を超えるわけなんです。ですから学校に備えなければならぬ一切の器具、機械、この中には勿論音楽から聴視覚の教材から全部入れておきますが、それが一千億程度になります。それを平均の十年償却のものによつては十五年のもの、五年程度のものもある。こゝで大体十年償却という考え方で百億という数字を出したのであります。三分の一と申しましたのは、別に根拠があるわけではございませんが、一部という場合には少なくとも三分の一を下らない、従来は例ですと、義務教育は二分の一ですから、二分の一で予算の要求はいたした、併し最悪の場合でも三分の一は下ることはなからうと私どもも期待しております。その金額は生徒一人当りに還元して、法律の建前は生徒一人当り出るのでありますから、生徒一人当り幾らということになつて来るので、百億で計算しますと、大体一人当たり六

百円……。

○矢嶋三義君 百億で一人当たり六百円、そうすると二百円くらい補助しようというわけですか。

○説明員(内藤三郎君) 最低二百円を下らない額といふことですが、できれば二分の一で行きたいと考えておるのでございます。

○矢嶋三義君 この教材費は人件費と相関関係があるように聞かれましたが、その研究は出ておりますか、人件費或いは教員費のトータルの

一〇%或いは三〇%、相関関係というものですね、これは相当ですか、科学的と申しますと大げさかも知れませんが、そういうものはございませうか。

○説明員(内藤三郎君) 教材費の相関関係というのは明確に私ども調査してないのですが、むしろ維持運営費と教員の給与費というものは、どういふ関係にあるかと、こういう研究をいたしております。大体教員の給与費に対して学校の維持運営費は三五%という結論を得ておるのであります。で、これを裏から還元して、教材費のみについても検討を加えておるのは余りございせんませんが、今申しましたように、大体百億程度になりまして、今の十というところにいたしたのであります。今回当初の原案では給与費の百分の十というところにいたしたのであります。教材費そのものの見方によりましてきまりかけているのは、教材費の中の消耗品をふち込みますが、非常にふくらむのでありますけれども、場合によつては教科書、学用品費まで教材費に入ると思ひます。その見方如何によつて変わりますが、現在のところの基準にしますと、大体給与費の百分の十程度であれば行くという見通しは持つております。

能率的に算出できる方法というものが、やつぱり科学的につかまれないければならぬ。それから算出して行かないと勘では行かないと思ふのですが、そういう具体的な言へば大蔵でも地財委でも納得させるような算出方法と言いますか、そういうものはまだ結論に達していませんか。

○説明員(内藤三郎君) 只今の矢嶋委員のお話のような線で、科学的に標準学校において一体どれだけの教材、教員が必要かと、こういう計算で始めたいのです。ですから百億といふことを申し上げただけであつて、実際のほうはどれだけの設備が必要かといふことを中心に、それに対する個数、価格、こういうものを全部計算した結果が百億になつたのです。それがたまたま給与費の百分の十であつたから、原案を給与費の百分の十、こういうふうにしたわけでありまして、決して勘でやつていられるわけはございません。科学的に検討し、又学校の、大学の先生或いは小中学校の先生にも入つて頂いて、必要な金額から目録を作りまして、それによつて算出しているのでございます。

○矢嶋三義君 この点についてもうちよつとお伺いしますが、教材、教員も一つの基準というものを考えになつていらつしやる。そうなりますと、教材、教員というものは、過去においてPTAの御援助によつて維持されていと思ふのですが、そうなりますと、その地域の国民の負担の能力によつておのずと学校差というものがあつて、そうなりますと、若しもこの法律が通過して、それから政令が定まり、予算の裏付けができた場合、これは現

在まで相当負担能力があつて、或る程度教材、教員が一定基準にとどまつてい学校には行かないで、その基準以下の学校に重点的に行く、予算が向いて行く、その立場においては教育の機会均等が教材、教員の面において実現される、こういうように解釈してよろしいでしょうか。

○説明員(内藤三郎君) これは見方でございますが、大体教材、教員は整備されておると言つても比較的問題だと思ふのです。殊に新制中学校のほうは大部分の学校が六三はできたけれども、中味は空っぽだ、小学校のほうは非常に昔の旧式のものでございまして、最近の日進月歩の新しい要求には応じかねる、そういう意味で、而もPTAの器具は大体全国的に或る程度平均化されておりますので、その考え方としては、それだけの金額で十年間にはどの学校でも新しい教材、教具が整備され得るといふ想定の下に研究を進めておるので、従つてお話のように、学校によつて差別を付けて行くということは、これは私ども今のところは考えていないのでございます。

○矢嶋三義君 とらぬ狸の皮算用はやめますが、実際問題として浮び上つた場合、教材、教具についての凹凸というものは学校によつてそれはひどいですが、地域によつては……同じ地域内においてもひどいのですから、それは府県の教育委員の熱心度もそこに現われているのかも知れません。更にそれ以上に負担能力も現われているので、相対問題の点があると思ふのです。運用の面で……これはとらぬ狸の皮算用でやめますが、あと一、二点ござ

います。あなた様にお伺いしたい点は、現在一年間のPTAの寄附というものを最も新しいデータでは幾らと踏まれているのか、そのPTAの負担とこの法律案と、実際その内容はあなたのほうで予想している百億の約三分の一というような仮想の下で結構ですが、現在のPTAの額と、それとこの法律をあなたが予想している線を実施した場合との関連ですね、それをお伺いしたい。

○説明員(内藤三郎君) PTAの寄付は年々変わっておりまして、最近大体二十四年度が百六億程度で最近若干下りましたが、九十七、八億に上つていっていると思います。そのうち教材費の分と見られるのが四十七億程度、四十七億の中には消耗品も相当入つておりますので、これを控りますと三十七、八億くらいに、備品、消耗品を除きまして、その程度になるものと考えております。従つて恒久的に教材、教具に当て得るものはPTAが寄付しておつたものは解消され得るのではなからうかという期待を持っております。それからちよつと先ほど幼稚園の話が出ましたので、幼稚園の金額は大体全部で二億五千万円でございます。ただこの点御了解願つておきたいのは、私どもとしては幼稚園が各府県によつて非常にアンバランスがあるので、この点が非常にむづかしい問題なので、徳島のように非常に幼稚園の発達しているところと発達していないところがありまして、それを全般的にどう見るかということが技術的な問題である。

○矢嶋三義君 これは公立だけが二億六千万円ですか。

○説明員(内藤三郎君) さようでございませう。

でございます。

○矢嶋三義君 最後にお伺いしたいんですが、これは提案者のほうで適当なんですか、岩間委員もちよつと皮肉られておりましたが、義務教育費国庫負担法という名前ですね、これは当初今日質問の傍聴において申し上げたように、随分と要望が強く、我々としても更に与党の諸君も相当の線を考えておつて、名実共に義務教育費国庫負担というものを考えておつたわけですが、併し名は体を現わさなければならぬし、この運動に第一線になつてお働きになつた、陳情書を書かれた父兄としては、この法律案が通過したら教材、教具の恒久的なものは勿論のこと、学校の消耗品として出しているところのPTAの経費なんというものは、これは出さなくてよくなるだろう。今日は長男が二十円、明日は長女が三十円下さいといつて学校に持つて行く金というものは、これは勤労階級の家族のかたは身を切られる思いで毎日過しているわけですが、そういうものが助かると思つていては違ひない。曾つては半額国庫負担法というものがあつたんですが、こういうものになれば、このくらいではちよつと名と実とが不釣合で、何らかは適当な名前前に、いい名前があつたら変えたほうがいいのじやないかと思つたんですが、提案者じやないのですか、文部省はそういうことをお考えになつていらつしやいませんか。

○政府委員(田中義男君) 誠に内容を見ますと、お話の通りにお恥かしいこととございませうが、ただ答弁じやございませう。

いせんけれども、すでに単に給与費のみにおいてなお且つ義務教育費国庫負担法といつたのが直前のことでございませう。而もこの義務教育費国庫負担法というこの事柄は、主として沿革的には教員の給与について非常に論じられて来た問題でございませうし、一応名前はこれは将来の理想としてこのくらいにしておいて、そうして逐次その名に副うような実のあるものにするよう努力したいと考えているのでございませう。名前を変えようという実を考へは今までも持つたことではないのでございませう。

○矢嶋三義君 私はさつき質問の過程に申し上げました総理大臣並びに文部大臣の質問は、一応保留いたしまして、私の質問はこれで打ち切ります。

○委員(梅原真隆君) 他に御質問ありませんか。

○高田なほ子君 ちよつと伺います。が、私ちよつと体の加減が悪くお休みをしておりましたので、質問がダブるかと思ひまして、非常に恐縮しておりますが、ダブリまして一つお許し願ひたい。疑問に思つてゐる点を二、三点だけ伺ひますが、この教職員給与費の国庫負担の問題になります。実支出額の二分の一を国庫が負担する、あとの半分は地方で負担をして、足りない分は平衡交付金の中でこれを補う、こういう御説明があつたと思つたんですが、それで御説明は御説明としてわかるんですが、数字を挙げて説明をして頂きたいと思ひます。国庫負担の額は総トータルでどのくらい、それから足りない分と言われる足りない分が問題なんです、足りない分は平衡交付金の中から補うというのですけれども、大

体その数字はどのくらい見通しているのですか。数字的に挙げて説明していただきたい。

○説明員(内藤三郎君) 大抵現在の給与費の実績、この市町村立学校職員給与負担法の第一条で見えております。これは御承知の通り事務職員まで入つてゐるんですが、この全部を計算しますと、まだ最近の見通しでは大体実績が九百億に近いと思ひます。で、その九百億に近いんですが、そのうち半分の四百五十億、これが今度の国庫負担金として計上せらるべき額であります。それにあとの四百五十億は平衡交付金を計算される場合の義務教育費の基準財政需要額として算入されるわけなんです。ですから仮に各府県には教育費の単位費を幾らとか、例えば生徒一人当たり五千円といふと、そのうち二千五百円だけが国庫から行くわけでございます。あとの二千五百円は平衡交付金の計算に入れられますので、教育費が二千五百円、その他土木、衛生、警察、こういうふうな計算される、税収入を見て差額が平衡交付金になるわけなんです。そういう意味で補償される、こういう意味です。

○高田なほ子君 そういたしますと、教育の給与費を算定する基準では三百七十五円一般公務員よりは高いというので差引いた。若し三百七十五円差引かない場合には百億の赤字が出ると、こういうわけですね。それは前にそういう御説明がずつと以前にあつたので、百億の赤字が出る、赤字が出るから、三百七十五円差引かなければならぬ、今度あとの半額を義務教育費の内容として財政需要額の中に組んで行く

とすれば、三百七十五円差引いたものを基準財政需要額として算定の基礎としてそれが使われるかどうかということなんです。それはどういふふうになるのですか。

○説明員(内藤三郎君) 百億と申し上げたのは、単に三百七十五円というだけではないのでありまして、教員定数の面でこれは地方財政委員会が九百人、小学校九百人、中学校が七百五十人の規模で計算されて、教員数で大体私どもと二、三万の相違がございませう。それと三百七十五円問題で両方合せて百億くらいの差が出ておるのであります。従つて今度はどういふことになるかと申しますと、今度は三百七十五円とか或いは定員を一・五とか一・四とかいふことをきめなくて実績に、実際出した額の二分の一になりますから、三百七十五円も帳消しになりますし、それから人員のほうで行くと二万人ほどの欠員があつた、実績と、二万人の欠員の分も帳消しになつて、単価も帳消しになるし、定員も帳消しになつて実際出した額の二分の一、こういうことになりませう。

○高田なほ子君 理窟はまあ実際出した額の二分の一ということになるわけですが、けれども、この実際出した額というその内容の問題に今度なつて来ると思うんですが、今の実支出額というのは、例えば事務職員の面にしても、お産で休んだ補助教員の面にしても、今度のこの法文には何にもそれに触れてありませんから、今の非常なアンバランスのままで、例えば佐賀県だとすると養護教員ですね、何%とつてもアンバランスがある。佐賀県は九〇%四を教員にとつておる。或る県に行けば

○・四％くらいしかとれていない。そういうままの姿で二分の一を保障するということになって来ますと、そのアンパランスは依然としてアンパランスのままに残つて行くことが考えられる。その点が私はどういうふうに考えても自分でわからないのですよ。そのアンパランスはこの負担法によつて是正されて行くと言いますけれども、今おつしやつたように、平衡交付金に三割か四割か貧困な県に廻るといふことだけに過ぎないとすれば、こういうアンパランスというものは、若林さんの言うようにいちようの並木式には簡単にはよくならないと思うのであります。こういう見通しをお話し願いたいのです。つまり実支出額の内容で非常にアンパランスがある、そのアンパランスをどういうふうにして一体是正されて行かれるか。この法律によつて説明してもらいたい。

きるだけ教育の水準とか、適當な水準を維持しなければならぬと思う。その場合にはそういう基準が当然示さななければならないと思う。お話のようければならないと考える。に例えれば産前産後の休暇は何%程度見るか、或いは結核休養はどの程度見るか、かという一応の政令の基準をきめますから、低い県はそこまで上がり得るといふ効果はこの二項の活用如何によつてはできる。ただ二項の活用が非常にひどくされますと困りますので、附帯決議がついておるわけであります。この附帯決議の練でしたらそこまで低い県を上げ得るといふ私どもは確信をいたしておるのであります。

○高田なほ子君 多分この点は御質問の論議の中心になったのじやないかと思いますが、重ねて伺いたいのですがね、それは政令で基準をきめてそのアンバランスを調整をして行くと、これは理窟としてわかるわけなんですけれども、一体今までいろ／＼な法律に附帯決議というものが非常な不備な場合には出されて来たと思うのですが、今

までもその附帯決議というものがどれくらい一体実施されたものか。特に文部予算というものは緊き融資なんということを考えられておつても、その緊き融資というものが果してどれだけ実施されて来たかということは、過去の実績が雄弁に物語つて、内藤さんのおつしやるような、政令で基準をきめるとはおつしやいますけれども、果してこの附帯決議にあるようなことが解消できる、その政令ができるかできないかということなんです。ただそれだけなんです、問題は。

○政府委員(田中義男君) この問題は最も重要な問題でございまして、この

政令がうまく御期待に副えるものになるかならないかによつてこの法案は台なしになるかも知らんとすら実は思ひまして、それで私どもはこの点については全勢力を挙げて、一つ折角のこの大法案の精神を活かすようにまあ固く覚悟をいたしておるわけでございますが、同時にまあ附帯決議といたしますと、或いは軽く考える向きがあるか知れませんが、何しろこのようないろいろないきさつを経た法案でございまして、まあこれについては或いは相当各方面の十分な認識もあるかと思ふのでございますが、ともかくまあそのいきさつを考え、なお又かような決

議ができたということは、私も事務当局としては、非常にこれによつて説明をいたします上にも、又それを推し進めて行きます上にも非常なうしろ楯となり、力となるわけでございます。そして、私どもはこの決議案の趣旨については、一つ法案にあると同様な意味において努力をいたしたいと固く考えておるわけでございます。

○高田なほ子君 誠にその局長さんの御決意のほどはもうお察しするに余るのではありませんが、この決議案というものは、この法文の成立の経過から見ると全く空手形に等しい。こういう空手形を楯にして今後も政令に期待をされておるわけですが、まあ見通しがあるかないかということについては、見解の相違ということになるでしょうけれども、誠にこういう内容が原案よりも非常に減つて来た。わけのわからないようになって来て、而も来たるべき政令を制定するときにこの決議案を具體的にということを言われまますけれども、併し現実には非常なそのアンペラ

バランスをどういうふうにして調整して行くかということは、これは幾ら文部省でも保証の限りじゃないと思うのです。それでそういう皮肉を申上げるわけじゃないのですけれども、この第一条の法律の目的であります、この法律の目的は先に提案理由をいろいろ問題にしまして、提案理由も多少行つたに合つたような理由に爰て行つたと思うのですが、「その妥当な規模と内容を保障するため」、これは誠に天下の名文なんです、名文ですけれども羊頭を掲げて狗肉を売るといふことは、これはお互いにもやばい

り考えなくちゃならない問題ですが、文部省としてはあれですか、やはり羊頭狗肉式の目的をそのままこれを通して行かれたほうがいいというお考えを持っています。持っています。

○政府委員(田中義男君) 羊頭狗肉と言われますと、(笑声)「羊頭狗肉よりもつとひどい」と呼ぶ者あり、誠に心づかりのでございますけれども、併しこ

の法案を本当に運用いたしますその心がまえ、目標、理想というものは、やはりこの第一条だと思います。(「精神主義だ」と呼ぶ者あり)そこでこの第一条を掲げまして、この理想の下に運用をし、なお又それに到達して行く、括弧書きにも「この法律の目的」としてございまするように、現実には遠いかも存じませんが、一応この第一条はこのままでおきたいという希望でございます。

○高田なほ子君　希望……、そういたしますとお伺いいたしますが、このままで行きたい、理想である、まあ理想であるけれども余り看板ばかり立派だ

という、これは国民をたぶらかすといふことになるのですが、たぶちかさないためには、やはりそれに相当する御説明が必要になつて来ると思ふので、そこで「国が必要な経費を負担することにより、」といふこの一項で、私をして言わしむるならば、国が必要な経費の一部を負担することによりと言つたほうがよほど真実だと思ふ。これを直さないといふことになる、説明が非常にむずかしくなると思うのですが、国が必要な経費を負担するといふことがありますが、必要な経費といふのはどういふ経費ですか、具体的に……。

○政府委員(田中義男君) お話の通りに必要な経費を全部負担をしておるわけではございません。必要な経費は何かというお尋ねに対しましては、しばしば問題になりますように、義務教育無償の原則を実現いたしますために、個人が負担することなく、義務教育を子供に安心して受けさせることができるという、これが理想的な状態なん

ございまして、銜いまして必要な経費というの、広くはそこまで参るのですが、併し實際との限度において、当面この条文において、法律において負担をしておるかということは、第二条以下になるわけなのでございます。

○高田なほ子君　そうすると、やはり個人が負担することなくという理想的な考え方から見ると、この法律というのは、誠にこれは若林さんを前にして申上げにくいのですけれども、若林さん自身でも随分悩んでいらつしやると思うのですよ。雀の涙のようなものですが、随分悩んでいらつしやると思うのです。これはやはり必要な経費の一

部を負担するというにしたらほうがよいのじやないかと思うのですが、私はそういう見解を持つていたのですが、これは直さないほうがいいという御見解でありますから、これは意見としてこう考へておるということになつて参りますが、そこで個人が負担することなくということになつて参りますが、第三条のこの「教材に要する経費の一部を負担する。」ということになつて参りますが、それから給与費も一部を負担することになつて来ることになつて参りますが、全体で幾らになりますか。この間お話がありました、教材費の一人当りの費用が約二百円ということになります、これだけ組んで見ますと、父兄に対する今までのPTAの負担というものはどのくらいこれで軽減をされて、どのくらい理想に近付いて来るのか、数字的に一つ御説明を願います。

○政府委員(田中義男君) 只今PTAが寄附をいたしておりますこの総額は、先ほど内藤課長が申し上げました、大体百六億と推定をいたしておるのでございまして、その中で教材費と認められる寄附の内容が約四十七億と相成るのでございまして。併しその中でいわゆる消耗品に考へるものもございまして、本当の意味での教材費と認められますものが三十数億、こうなるのでございまして。そこでこの第三条によりまして、ここには「一部」と書いてございまして、義務教育について国が負担をいたしなすのは、殆んど慣習法的に二分の一を負担をいたして参つておりますし、その他の教育費において三分の一を負担をいたしております。

が恒例でございまして、従つてこの教材費を国が一部負担する以上は、我々は少くも三分の一を期待をいたして参ります。できるなら二分の一を実現いたしたいと考へておるのでございまして、仮に三分の一をいたしまして、教材費約百六億になりますと、その三分の一三十幾億になります。そのういたしまして、ほぼ教材費としてPTAが負担をし、寄附いたしておるものに先ず當つて来るのじやないか、かように考へまして、教材費に關しまして限りは極めて不十分であり、なお又範圍も非常に狭うございまして、それ相当地父兄のかたんに對しては、それだけの経費負担の軽減になるように考へておるわけでございます。

○高田なほ子君 約三分の一は国で、この一部というのは全体からいうと三分の一は国が負担する、あと三分の二は結局父兄負担になる、数字的に言うとお伺いしたいのですが、これも多分問題になつた点だと思つたのですが、これは物価の上昇に伴つてスライドをするというようなお話はいはお済みになつておるのでしょうか、依然としてかういふままですか、ちよつとお伺いしたい。

○衆議院議員(若林義孝君) あなたの非常に御懇篤な御質問でこの点ははつきりしておかなければならぬと思つたのですが、実はこのスライドの問題につきましては、一番最初局長から御説明になりました額が偶然ですね、偶然給与費の十分の一になつておつたわけでありまして。そこで原案をいたしましては、十分の一の二分の一を教材費に當てる、かういふように原案ではなつて

おつたのでありますが、そうすると当然この給与費が上りますという、教材費も上つて行つて、物価の上昇に自然に沿ふことができるというつもりで原案にそれがあつたわけでありまして、財政當局といたしまして、教材費より給与費を重点的に見なければならぬとするならば、財政事情によつてそのまゝスライドされて、教材費の上昇ということとは難点に感じたのであります。そこでそれと離れて甚だ残念でありましたが、児童一人当り幾らというやうなことを算定して、この算定も逆算なんでありまして。大体幾ら要るか、私たちのつもりでは二分の一乃至三分の一が義務教育費に對する補助であるやうでありますから、最低三分の一を下らざる額を一つ補助せよ、かういふことになるわけでありまして。

それを逆算して児童一人当りに割つて見ますという、大体二百円見當に三分の一の場合なる、かういふことになつておるのであります。だから、ここまでは、修正案までの変化の過程を申し上げまして、まあスライドに對してはその都度その都度財政當局と折衝をしなければならぬ、かういふ事情でございます。

○高田なほ子君 若林さんがお見えになつたので私は御相談的に伺つたのですが、若林さんにしても原案の第三案みんな取られてしまつて、心臓が皆なくなつてしまつたやうで、随分だと思つたのです。私たちもいたしましてあつた心臓部分がごとごとく取られてしまつたやうなことに對して、何ともどうも御愁傷という氣持を持つておるのですが、今文部省のほうからもお

話がありましたが、一応の政令の基準をきめて行くという附帯決議の幾多の事項がありますが、あれをバックにして政令をきめて行くのだというやうなお話がありましたが、若林さんのほうでこの見通しはどんなふうになつていらつしやるのでしょうか。

○衆議院議員(若林義孝君) 政令はどちらの政令ですか、第二条のほうですか。

○高田なほ子君 ええ、そうです。一応の政令の基準をまあこれからきめて行くこととおしやるのですか。

○衆議院議員(若林義孝君) これは先ほどの矢嶋委員の御質問にありましたやうに、私としては万止むを得ざる場合に使うだけのものであつて、平常の狀態においてはこれは必要なんじやないか。例えて見れば、いわゆる他の府県の教職員の給与の狀態と非常に均衡を失つておる場合、高いほうへ一つの限度を設ける、或いは同じ都道府県内におきまして他の地方公務員との均衡を非常に失つておる場合、一つの限度を設けるというのであつて、普通の場合においては第二条の本文にありますが、要するに、これは実といたしましては、法律的にいいますと、支出額の二分の一で見ると、このところが従来支出額の二分の一というやうな、或いは、要するに費の二分の一というやうなことになるやうなことが往々にしてあるわけですから、建築、施設費の補助にいたしまして、場所によつて坪当たり二万なんぼ、或いは鉄筋コンクリートはなんぼと

だからその二分の一と言つて来るわけですから、そういう虞れがありますから實際の支出額の二分の一ということをやつたわけなんでありまして、そうすると、今度はその算定標準というものが、今度はその算定標準というものを超越して、この本文では實際支出した二分の一を出すと、それから残りの半分についてはこれは地財委のほうの需要額の算定基準はおのづから、先ほど課長からお話があつたと思ひますが、これは別でありますけれども、国庫負担のほうは實際の支出額の二分の一、かうなつておると思ひます。

○高田なほ子君 そういふ若林さんの御説明はわかりませんが、先ほど私は文部省のかたに御質問したのはもう一つほかにあつたわけですか。それは実支出額とはいふけれども、その府県によつて非常に違ふのです。お話が重なりませんが、養護教員の例をとつて見ますと、佐賀県は九〇%とれておるので、養護教員が。それから高知県では一一%、奈良などというものは七%ぐらいきりとしていないのです。養護教員としては若林さんの原案では、養護教員をどういふやうに配置するかという数の問題については原案の中に非常によく出ておつたわけですか。それが全部なくなつてしまつて、依然としてかういふアンバランスの姿が残つて来るわけですか。或る地方では九〇%、或る地方では七%という非常なアンバランスをそのまゝにして実支出額という、今の狀態を肯定した実支出額の二

分の一を国家が保障して行くというのと依然としてそういうアンバランスは残るのではないか、こういう質問に対し文部省側は、そういうアンバランスを直すためには、政令によつて基準をきめて行く、こういうお話だつたのですが、その政令で基準をきめるという事はわかるのだけれども、若しその政令で基準をきめるということができるくらいならば、何も若林さんの前の原案をこんなことにする必要はないと思うのです。こういう形にしたというところに依然としてアンバランスはそのまま残つて行くのじやないか。実支出というものはやはりアンバランスのままの実支出を肯定して、そういうことが法文に書かれておるのではないか、こういう私は心配なんです。もう一度若林さんのほうから御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(若林義孝君) 課長の今日その説明があつたかどうかはわかりませんが、若し大体他の府県でその限度をきめられたとするならば、非常に最高限度の分は大体この附帯決議の第一項で実績を下らさることというので抑えてありますが、それから他のこれに及ばざる所が大体上に上昇する傾向を誘致することにこの法案はなつておる。だから上のものを抑える、一応非常に抑えるが、他の低い所が上りますという御説明があつたと思うのでありますが、私もまあそういう感じは持つのであります。アンバランスというものが、ただの実績というのでなしに、実支出でありますから、今年はこのれであつても来年は非常に上つたならば、それが実支出になると思うのであります。予算で抑えられておるのじ

やないのです。実際支出するということとで、この均衡は先ほど矢嶋さんの御質問に対してお答えしたときにあつたと思うのであります。いづゆる県が給与を握つて、県全体でどう見るでしようししますから、そうむやみやたらに不均衡なことはできません。思うのであります。併し上げることは、私は相当このアンバランスを除去することはできる、こう考えるのであります。これを決して教職員にとつて不利に取扱われぬように私たちが立案のとき、それを想定いたしております。若しそういうようなことが万一にでもあれば、私たちがその趣旨に反するという意味において皆様がたの御協力を得て、この政令を一つ国会側から監視して行くのじやないか、行くべきじやないか、こう思つております。この点で若し不備な点があれば一つよろしく皆様がたの御協力を得てこれを防いで行きたい、こう思つております。これは不利に解釈をすべきでない、こう思つております。

○岩間正男君 ちよつと関連して聞いておきたい。これは文部関係の人は今の解釈で行つておられると思ひますが、ところが大蔵とか地財委ではどういう見解であるか。殊に大蔵省ではこの法案の解釈をどういうふうにしておるか、これを確かめておく必要があると思うのです。大蔵当局を呼び出して見解を質しておいたらどうでしようか。大蔵も必要ですね。

○委員長(梅原眞隆君) 大蔵も必要ですが、今おいでにならませんので、地方財政委員会の武岡さんが見えておりますから、武岡さんをお願いいたします。

○政府委員(武岡憲一君) 国が半額を負担いたしました場合の残る地方の負担額につきまして、地方財政委員会の見解を伺ふことでございます。申上げますが、これは先ほど文部省のほうからの御説明にもございました通りでございます。この法律によりまして国が負担すべき額というものが算定されて参りますれば、その地方が負担すべき額はそれと同額、即ち全額の二分の一ということに出て参ります。これは当然地方財政委員会といたしましては、平衡交付金の算定の際にも、義務教育に関する基準財政需要額としてその総額を算定いたしまして、算入いたしまして平衡交付金の算出をする。こういうことによりまして地方の負担は保障される、こういう見解を持っております。

○岩間正男君 さつき内藤課長の発言の中に、これは少し間違ひじやないかと思ふのですが、実支出の半額は国庫で負担する。併しあとの半額は平衡交付金で出す、こういうことがたび／＼繰返されたのですが、これは非常に間違ひじやないですか。そうじやなくて平衡交付金を計算するときに基準財政需要額、それを算定するときに、教育費の按分の問題は考える。そうしてそれで平衡交付金の算定を、支出を決定する、だからそれによつて裏付けができるのだ、こういうふうに私たちはとつておるのです。そうでないと、新たに四百五十億の国庫負担が来年度から大きく出るので、そうすると我々は相当地の法案は中身があるのだと解釈していいと思ふのです。ところがこれは国家財政から見たら、国家財政の約六六、七%を占める膨大な支出が教育費

のために割かれるのだというふうな非常な大きな性格を持つので、これは大変なことだ、恐らくこれを現在の池田財政は承認するはずがない。あなたの御話は平衡交付金で出す、出すということをしれば、溢発されておる。こういうことになると非常に世上を惑わす、こういう点をばつきりしておいてもらいたい。

○説明員(内藤三郎君) この先ほど私申し上げた点、或いは誤解があるのかも知れませんが、半額の四百五十億は国庫負担金として計上されるように私どもは予算要求をいたしたいと考えております。あとの半分は財源をどうするかというところは、これは地方費で見ると、足りない分は平衡交付金でカバーさせる、こういう意味でございます。それから、平衡交付金の基準財政需要額の中で考慮される、これは今武岡部長もおつしやつた通りであります。併しあとの半分をまる／＼平衡交付金で見るとは……。

○岩間正男君 いや何回も言つておるのだ。速記を見ればわかる。そうしてそういうふうな今受取つておる人もあるかも知れない。それで私はお聞きしておるのです。

○説明員(内藤三郎君) 平衡交付金で見るということは、結局私が今申し上げた……。

○岩間正男君 あなたの気持はどうか知らんが、客観的な言葉の表現としては平衡交付金で……、そういうことになればこの全額が国庫負担と考えればいいのであつて、それは全額国庫負担だ。

○説明員(内藤三郎君) それは岩間

さん、国庫負担法としての性質から行きますと……。

○岩間正男君 私はそういう気持で使つておるのだと思ひまして、念のためそれを質しておかないと大変なことになる原因を与えておる。あなたの気持はわかるのだ。そうありたいということではいつの間にかそうなつておる。そうじやないでしよう。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をやめ

〔速記中止〕

○高田なほ子君 それじやちよつと伺います。この六三建築は、これは全くここからもうなくなつてしまつております。この場合にどういふふう具体的に考へていらつしやるかということとを伺いたいのですが、附帯決議の中にそれはあるとおつしやればそれまでのことですけれども、余りに附帯決議にしては数字が大き過ぎるのですが、これは本年度、二十七年の要求予算の説明のときにお話があつたのですが、○七坪を完成させるためにまだまだ十五万坪の開きがある。この十五万坪の開きをどういふ形で行くかというところについては、文部省のほうでも戦術的にどういふふうにしたかいいかというふうなことがいろいろ懇談的に論議されたのですが、その額が大抵三十四億というように挙げられたと私は覚えておるのです。そういう膨大なものを一体附帯決議の中に入れてしまつて、どうしてこの○七坪が完成されるのかというところについて、大変私は疑問を持つておるのです。○七坪完成というのには、これは天野文部

大臣の二十七年年度の実に確固たる一つの方針だつたと思ふのでございませうが、この負担法によつてこの不足十五万坪を、いわゆる三十四億なるものをどういうふうにして具体的にこれを完成されて行くのか、お話しが多分されたのじやないかと思ひますが、この点について承わつておきたいと思ふのであります。

○政府委員(田中義男君) 六三の問題について、いろいろ私もよく落ちこぼれと申しておりますが、少し食い違ひができて問題になつてゐることは御承知の通りでございまして、それについては大蔵省においてそれだけ見るといふような話がございます。従つてそれによつてこの問題は解決をいたしたいと思つておるのでございませう。

なお一般に老朽、危険校舎等については、その起債において自由に、税率の制限なしに、地方において起債ができませんように地方財政法の第五條の改正を実現したい、この点については衆議院における附帯決議にもございませうので、その趣旨に副つて努力したい、かように考えておるわけでございます。

○説明員(内藤三郎君) ちよつと補足したいと思ひますが、六三のほうは地方財政法三十四條に根據がございまして、これは義務教育の年限延長については国が一部を負担するということがはつきり出しておるのであります。それから災害の關係と戦災の關係が今度入りまして、国が全部又は一部を負担しております。それからただ負担区分だけが法律又は政令で二十八年三月三十一日までにはきめるようになっておりますから、必ずしも法律を要しな

いのですが、政令で定めることもできますわけでございます。それから今局長のお話の老朽危険校舎については、地方財政法第五條の中で或る程度見れるようになっておりますが、これで本年度地方財政委員会の非常御協力を含めて約四十億程度、公募起債を含めて四十億程度を見てもうこになつたのでございまして、これではまだ不足なのでございまして、財政能力を考慮しないで自由に起債のできるやうにしようが、この附帯決議の二の趣旨でございますから、今後地方財政委員会、大蔵省等の關係当局とよく御相談して、この趣旨の実現に努力いたしたい、かように考えております。

○高田なほ子君 内藤さんの御答弁は私もわかるのですが、地方財政法三十四條ですか、義務教育年限延長によつた場合の不足分は大蔵省で見るといふことにまあ結果としてなるやうな御答弁ですけれども、若しそつとだとなれば、この二十七年年度の予算要求のときに、なおこの不足十五万坪を戦災地の復旧というやうな形で要求しなければとれないのじやないかというやうな、何もそういう痛ましい努力を私は文部当局でなさるはずがなかつたと思ふのです、そんなに簡単なものなら、私はあなたがおつしやること、それは大蔵省には考へておらないのですが、大蔵省のほうで見ると今お話しがありましたけれども、それは戦災地の復旧という形で要求をされておるものか、地方財政法三十四條の關連で要求をされて、それが完成されるかと考へてゐるものなのか、それは前から非常に疑点があつたわけですから、この際一つはつきりとしてもらいたいと思

います。

○説明員(内藤三郎君) それは直接の私の担当ではございませんですが、文部省の考へていたしましては、地方財政法三十四條で行きたい、と申しますのは、従来から六三は、戦災を含めて六三一本といたしたので、地方財政法三十四條のほうで見るといふのが大蔵省と文部省との従来の了解になつておつたのであります。ただ昨年度いろいろ問題があつたもので、ああいうふうになつたものですけれども、やはり地方財政法三十四條で六三の完成というところで行かないとまづいのではないかと私も考へております。

○高田なほ子君 義務教育の制度は、大体国の方針としては三十一年度で完成させる、こういう方針だと思ふのです。そうすると三十一年度までに完成させるその過程で、教員の給与費が半額国庫負担ということに明確に移されて参りますと、御承知のように国家財政が再軍備費に重点が置かれるわけでございますから、今あなたが御答弁になつた趣旨は具体的に実現されるかどうかということは非常に困難だと思ひますけれども、その三十一年度までに完成させるというその配分は、配分です、計画です、それはもう立てられておるのでしようか、文部当局として……。

○説明員(内藤三郎君) 三十一年度と、これは官立の学校の完成時期が三十一年度でございまして、それ以外については、小、中学校の分については私もまだ詳細に伺つて、まだ検討中だと思ふのです。官立学校の分については義務教育の完成が三十一

になるのでございませう。

○高田なほ子君 小、中学校の分についてはまだ考へておらないとあなたは言われる、こちらの田中局長さんのおつしやるのは、大蔵省としてはその十五万の不足坪は見るといふ確答があつたという、こういう御答弁の食い違ひがあるのですけれども、どちらが本当なんでしょうか。

○説明員(内藤三郎君) これは、局長のおつしやつた線は今の落ちこぼれの〇・七の分なのでございまして、その分については大蔵大臣も本年度の補正予算或いは来年度で御考慮頂くといふことは言明されておる、だからこの点は私食い違ひはございません。只今お話の三十一年度の義務教育の完成というは官立のほうで完成が三十一年度までに延びますので、三十一年度までは義務教育として……、一応こゝろ申上げたのです。

○高田なほ子君 それじやもう一度局長さんにお尋ねしますが、その〇・七坪完成までの不足十五万坪はいつまで大蔵省はこれを完成させるという確答をあなたは得ていらつしやるのですか。

○政府委員(田中義男君) 私が承知いたしておりますところでは、大体来年度くらいまでは処置をしてもらえる度、こゝろ期待をいたしております。

○高田なほ子君 そうするとその附帯決議は来年度までに完成するというお話しを付けてここに附帯決議を付けておられるのだということになりますか、若林さん。

○衆議院議員(若林義孝君) この第二項の附帯決議はそういう意味ではございませう。老朽校舎その他を引つくる

めまして四十年乃至五十年で一回転するといふ分に原案はなつておつたわけですから、全建築費の五十分の一を起債に仰ぎ、利子を国家が見るといふのが原案であつたのであります。それで代るものとして老朽校舎を一先ず取上げて、これを早急に片付けて行くやうにといふ強い要望を第二項でしたわけなんです。

○高田なほ子君 ちよつと田中局長にお伺ひしますがよろしくございませうか。

○委員長(梅原眞隆君) どうぞ。

○高田なほ子君 若林さんの今の御説明はあなたの御説明といささか矛盾をしておるやうに私は取れるのです。老朽校舎の分が第二項の附帯決議として掲げられた、あなたがおつしやつておるのは〇・七坪完成のために十五万坪不足である。これに要する総額は約三十四億、その総額を大蔵省のほうで見ると、而もこれは三十一年度までに完成するといふのではなくて、今年年中、つまり二十八年度中にはそれが完成する、予算を大蔵省がみてやるという確答を得たというやうに今あなたは御答弁になつたと思ふのです。ここで提案者と、私の質問が悪いのか知れませんが、ちよつと食い違つておるやうに思ふのですが、もう一度御説明願ひたい。

○政府委員(田中義男君) 私が申しましたのは、只今おつしやる通りでございませう。それで私提案者のほうの御答弁その他を只今ちよつと聞き落したのでございますけれども、附帯決議の第二項は、これはまあ老朽危険校舎についての起債の問題でございまして、その起債を従来は、御承知のやうに地方

財政法第五条によつて、一定の標準税率以上になつた府県でございませんと許さないわけなのを、それをその枠を外して、そうして標準税率云々という拘束なしに起債ができるようにして、将来解決するようにしていきたい。この根本はやはり原案、或いは原案でございしたか、とにかく約全国の校舎を二千万坪とみて、それを四十年乃至五十年でこれを更新できるようにやつて行こう。こういう事は事柄がむしろ結局こういふふうな最後に附帯決議の第二項になつたのでございまして、そういうことじや如何なんぞございします。

○衆議院議員(若林義孝君) ちよつと

今の局長の言われました確約云々というの、いわゆる六三で問題になつておりましたのに、不足分が次から次と重つて来ておりますのと、もう一つは、大蔵省では二十四年度の方は完成しておるといふのでありますが、都市への人口集中のために、ほかは空いて来たが都市は非常に狭隘になつて来た、そういうようなものも補わなければならぬということ、これは二十四年度では完成しておりますけれども、早急にそういうアンバランスが出て来た分については考慮する、だからこの法案とは別に、この補助金については大蔵省は考慮いたしておられます。それから、今第二項については、その全体の老朽校舎だけの分については御説明をしたわけですが、これも老朽校舎と言わずに、私たち原案では五分の一の起債の枠をばつとつてもいい、こればちよつと諸般の事情でこういふように削除をし、それを附帯事項

として現わして来たわけでありませう。

○高田なほ子君 ちよつと提案者にお

伺いたしたいのですが、前々から問題になつておりますこの寒冷地帯の雨天体操場の問題であります。これは現在七千七百坪不足しておるわけですが、今年度はその十分の一が予算措置で組まれた。ところが今度の国庫負担法にはそういったような問題はこれほどかえつて飛んでしまつてなくなつてしまつておるのですが、だからいつてこれは現実には何とか手を打たなければならぬのでありますけれども、この手の打ち方はどういふふうな折衝をされておるのか、それを伺いたしたいと思います。

○衆議院議員(若林義孝君) これは別

個に折衝を進めておるわけなのであります。できれば私たちこの法案に盛り込むならば、この気持があつたのでありますけれども、諸般の事情でそれを許しませんから、又これは部分的の問題になつてすべての議員の協力を求めるということ、これは少し不可能な事情にあるのでありますから、農林関係の積雪寒冷作と脱み合せて行くべきだといふ気持で、これは別個に取扱いたいと思つております。で、この法案に削除したからこれを無視しておるといふのはございせん。より以上一つ迫力をかけ、すでに参議院でもこれに関する決議がなされるようなことも承わつておりますが、衆議院でもその方向に持つて行つて、次の国会においては補正予算をとるのに重点をおきますし、なお法文化へも行きたいものと、こう考へております。

○高田なほ子君 更に提案者にお尋ね

いたしますが、この雨天体操場の問題は別個に考えると、こういう御発言であつたと思うのですが、これは六三関係の上においては、六三建築と別個に考えるというところに今まで問題があつたように私は思ふのです。それで別個に考えるという意味は、予算的に別個に考えるという意味なのか、六三建築とは別個に考えるという意味なのか、その点の御説明を願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(若林義孝君) これは原

案においてはすでにそれを織込んであつたつもりであります。で、原案が今申しましたように、給与費は国家全体のこと、ちよつと重複するかも知れませんが、御理解を願うために、もう万止むを得ざるものであるから、それはまあ承知をしたわけなんです。それから六三建築その他については、起債を今ある一定の法律で百億なら百億ずつ認めて行くというところは、国家全体の何と言いますか、経済界の状況によつて非常に縮めなければならぬやうなときもあるだろうし、又これを少し緩めて行くときがあるというやうな、これがこの起債と非常な影響があるらしい、これは常に百億というものを起債に置かれるというところは、財政当局としては当を得ざるものという解釈を持つておるらしい。で、そのときそのときに経済状況等を大いに勘案してやらなきゃならぬものだといふ強い意思があるやうであります。そこで私たちはもうそういうやうな経済界の事情の如何にかかわらず、教育関係の施設は悪いからといって雨曝しのつもりで行くわけに行かず、ちよつと風が吹けば倒れるやうな虚れのあるやうなことでやるというわけにはいかんから、

是非ともこれに盛込んでおきたいとい

う強い意思で進んだのでありますけれども、併しその精神は基本的に持つては行くが、これを条文に載せるといふことを避けてもらいたい、これが本意ながらこれを法文化するところまで行かなかつたものであります。それで修正案でこれを削除したというやうな運命になつておるわけなんです。であります。で、まあせめて、とにかく如何やうであらうと、その精神は失われないが、老朽校舎については、ちよつとで打出したのであります。これは別個のものとは考へておりません。義務教育費国庫負担法の原案の中には、屋内体操場も明確に織込んである、出したわけでありませう。同じものとして同一に見るべきだ、併し予算措置を講ずる上においては、文部省予算で各項目が別々になつて出て来ておる。そういう意味で一つ単行法を考慮しよう、ちよつと考へてございませう。

○高田なほ子君 それは若林さんの御

説明は一応御説明としてわかるのです。が、修正案にこれが削られたというところは、これは非常に問題だと思ふのです。現在雨天体操場には非常に困り抜いて来ておる。漸くこの二十七年に十分の一予算で組めた、それが又々修正案のこれが出て来るのですから、全部が削られてしまふことは、もう私は望みがないやうな気がする。このまま放つて置かれるやうな気がする。そこで私は内藤さんに、この点は、雨天体操場の七千七百坪というものを今後どういふ形で手を着けようとしていられるのかということなんです。この法案が通つた場合にどういふふうにして

それがやられて行くのか、今十五万坪

の不足のことについては、一応私は伺ひまして安心をいたしました。今度は雨天体操場の七千七百坪、いわゆるこれも不足坪数の中に入ります。これも問題になつておる。いやに若林さんは希望的な観測をしておられるのです。が、どうもこんなに不足なものが十分の一しか予算が組めない。それが今度修正案へ行つて影を失つてしまふといふことになれば、私は雨天体操場の問題は放置されるのじやないかと非常に心配しておるわけですが、何かそれについて、文部省は大蔵省あたりと特にこの問題について話合ひが私には何らかの形で進められておるのじやないかと思ふのですけれども、お差支えなかつたならば、一つ示して頂きたいと思ひます。

○説明員(内藤三郎君) 只今の雨天

体操場の問題は、この国庫負担から影を潜めたというものではございせん。で、飽くまでも地方財政法三十四条に則りまして、義務教育の年限延長に対する校舎の建設費に対して国が負担するといふ別の法律体系で出ておるのであります。義務教育の年限延長に要する経費の中で、その不足分については、先ほど局長からお話があつたのでありますけれども、今の話は〇・七の中で特に積雪寒冷地帯における計算の場合に、当然この雨天体操場もこの中に入れなければならぬ、ちよつと意味でございまして、六三制のやうな一環をなすものと私どもは考へておるのであります。従つてこれにつきましては、東北地方の積雪寒冷地帯の雨天体操場の建設については、六三制の予算の中で見るべき問題である。だから今

ここに出ておられるのは、老朽危険校舎の問題でございまして、老朽危険校舎の起債の枠をどう定めるか。この場合には雨天体操場を含めた計算をしておるのであります。

○高田なほ子君 文部省としては成るほどその雨天体操場の問題は、六三建築の一部として地方財政法の三十四条に関連をして、これが完成をされて行かなければならない、行かなければならないというの、これは文部省のお考えではありましようけれども、なぜ雨天体操場は今日まで放置されていたかということは、これは六三建築の一部だとは必ずしも考えておられないと思う。そうだとすると、飽くまで文部省側が地方財政法三十四条の精神に則つておつしやつたとしても、必ずしもそれが具体的に実現されるかしないかということは、これは予測できないと思う。それは今までの雨天体操場のあの熾烈な民衆の要求を聞いたときに、私は如何にこれが必要であるか。その必要なのが満たされなかつた原因はどこにあつたかということも考えたときに、六三建築の一部とはどうしても考えておられないのです。文部当局はそれでいいとしても、そういう原因を考えたときに、やはりそうあるべきはずだというのはなくて、何とかこの点が具体的に大蔵省あたりと予算的に折衝がされておるかおらないかというところが私は疑問だと思ふ。それで差支えがなかつたら伺いたいというところなんです。あなたの考えはわかっているのです。文部省の考え方は、その考えはどうやつて実現するかと聞い

ておるのです。

○説明員(内務省三郎君) ですからこれについてはやはり法的根拠がございせんので、この法的根拠を文部省は地方財政法の三十四条の六三制の完成、この中で大蔵当局と交渉して本年度も約一億程度の僅かではございまして、雨天体操場の経費が見られたわけでございますので、今後とも積雪寒冷地帯の雨天体操場については、六三制の一環として努力を傾けて大蔵省とも勿論交渉をいたしております。

○高田なほ子君 この負担法は非常に、さつきも言う通り、羊頭を掲げて狗肉を売るの類でありますから、こういう六三建築のことについて非常に執い質問をしておるようですけれども、この狗肉を売られたのはたまたまこのじやないのです。選挙のためにこういう目標、こういう看板ばかり選挙のために掲げられたのでは、實際迷惑をこうむるのは、下部の教育の現場の子供や教師なんです。非常に執い内容のなことを私はよく、とお聞きしておるのですが、そうおつしやいますならば、然らばどういふ一体見通しがあるのですか。十一年計画というところになつておられますけれども、やはり十一年計画として交渉を進めていらいつしやるのですか。十一年計画じやないのですか、四十年計画で、而も要求の十分の一しか取れないという、四十年計画として十分の一しか要求予算が取れない、こういうことになれば、もう雨天体操場なんというものは、これは本当に教育を考へておる人でなければ本気に考へてくれない問題ですから、恐らく私はこんなものはす

つ飛んでしまふだらうと思ふのです。だから大蔵省と現在どういふふうなあなたがたが御折衝をなされておるかというのを伺つておるのです。非常にあふなつかしいですね。もうこれで打ち切りにしておきます。

○政府委員(田中義男君) いろいろ御熱心な御質問で、心ずしもそれにお答えできておらんのかとも思ひますけれども、私どもは大体よろしく原案で考へまして、而もこの法案の成立において遂に実現をいたしませんでした。一つ固執した態度で以てこれから強く進めたいと、かように考へておりますので、特に只今の屋内体操場等についても、私どものほうに對してしましても、誠に必要のある事情等も伺つておる、その事情も十分わかる状態にございまして、できるだけ一つ将来努力をいたすことで以て御了承頂きたいと思つたのでございまして、それから羊頭狗肉云々のことは、しばしばお聞きいたしておりますので、確かに第一条だけを読んでも、而もそれ以下を讀みますれば、そのような疑問を持つのは一般だと思ひますので、それらについては私どももこの法案がいよいよ実施されるということになりますれば、それらについての誤解がないように十分趣旨の徹底は図るつもりでございまして。

○相馬助治君 私はこの際文部大臣に若干の点の基本的な問題についてお尋ねしておきたいと存じます。先ず只今議題となつておる法案のこの第二条を讀む限りにおいては、各府県の実績に應じてその二分の一を支給するということが明記されております。而も提案者を代表しての提案者の説明並びに質

疑において明らかにしたことも、それを確保するというのを申しております。その限りにおいては非常に結構なことではございまして、ここに最高限度は政令で定めると規定が入つて来ております。現在の日本の置かれておる財政の事情並びに日本が將來置かれるであろう財政的な運命、このうちものから考へて見ると、直ちに以て最高限度というものを政令で定めなければならぬ段階が目の前に来るのではないだろうか。文部省自身は如何に善意を持つてこの間に処して参るとも、大蔵当局その他からこの政令を一つ定めようじやないか、こういうことに相談が持たかかつて来るかと私は思ふのです。ただ一つ、この今提案されている法律で私は敬意を表してよろしいと思ふことは、前の義務教育費国庫負担法によりますれば、即ち法律第二十二号のこの負担法によりますれば、前項の職員の定員及び給与の額は政令を以てこれを定めるとびしやつときまつていて、定員定額制というものについては文部省が反対であるがなからうがきめざるを得ない法律であつたと思ふのです。今般の法律は定めることができるというのですし、政令の建前をいたしまして、大蔵省が定めるのだと言つても、文部省がいやだと言へば、即ち両省の合意が成り立たなければ政令というものは生れないものと私は承知しております。そういう意味では、文部省がここに於いてがちつとこういう政令は出さんという態度を堅持されれば、この問題は問題にならないと存じます。併し文部省が又國家の大きな行政機関の一端を担うものとし

て、私どもがこういうことを言つちや一体おかしいのです、大蔵省のいうことを一から十まで職權をばすこともできませんと思ふのです。従つて私が聞くところによると、すにそういうことを文部当局も予見されてか、曾つての定員定額に類するような、別途の言葉を以てすれば標準義務教育費というやうなものの内容というものを検討されて、そして、そしてこの程度のものならば大蔵省の言ひ分にも従わなくちやならぬいだらう、この程度のものならば大蔵省が何と言おうとも突つたばねやうという用意があるやうに私は聞いた。これが或る意味から又仮に文部省がそういう実情に置かれておるとするならば、或る意味においては、大層準備が整つておるやうな意味で一応敬意に値するものでありますし、或る意味にいたしますと、そういうことを今から予見して、もう退却の準備をしておるということになる、その怯懦笑うべきものだと思ふのです。従つてその辺の事情については、どうなつておるのですかという質問が大臣に對する第一点でございまして、但しこの問題は事務的な内容を含んでおりますので、このことに對する答弁は政府委員をして代行せしめても差支えございません。

第二は、若しもそういう政令を大蔵省その他関係当局と合意によつて作つて行くということに相成りますれば、当然定員定額制の復活と相成つて来るものと存じます。そういたしますと、私は折角議員提案を以てこの義務教育費を国庫で以て負担せしめようとするこの善意の意思というものが全然逆行して参ることと相成らうと存するのであります、文部大臣としてはこ

の定員定額に類する政令等というものの対しては、それを出さないためにあらゆる方策をとつてこれに対応される御決意ありや否や、これを私は文部大臣にこの際承わつておきたいのでございます。

それから第三の問題は、具体的にこの法案が成立したと仮定いたしました。すると、問題は大蔵省と文部省とにおいて予算獲得の面において大きなギャップが現われ、これがトラブルにまで発展する可能性を私は考えざるを得ないのです。なぜならば、法律の建前からすれば、各府県の実績に応じてその二分の一を出すのだというところ、教育費の建前から当然文部大臣はがんばらねばなりません。これは想像的な表現をいたしては恐縮なことです。当然がんばらねばならないと存じます。ところがこの次に最高額は政令で定めるといふことを活かそうとして地方財政委員会なり、今度はまあ機構改革で変りますけれども、それなり或いは大蔵省がこの放漫な地方教育財政をこういふ面で統ならなくならない、私はここで言つておる放漫というの、それは人の言う言葉です、私は放漫とは思つておりませんが……。これで統ならなくならないというところで政令を作ろう、こういうことになつて来るであらう、こういうことになつて来るであらう、実績の査定においてもう大蔵省はずつと少くこれを査定しようとする努力が必ず行われて、これが文部当局との衝突の原因をなすのであらうと私は思うのでございます。それでそういう事態を予想されたときに、この議員提出にかかる法律案を以てして文部当局の立場は守り得ると文

部大臣はお考えであるかどうか。仮に守り得ないとするならば、どういふ点においてこれはそういう危険性ありとお考えであるか。守り得るとするならば、それで問題はもう解決できます。その点を私はお聞きしたいのです。

第四点は、この法律で実施する施行期日を明記していないのだというの、寡聞にして私は知りません。先の例に引きまして昭和十五年三月二十九日の法律第二十二号を以て示された義務教育費国庫負担法も明白に附則第一條を以てその施行期日を決定しております。然るにもかからず本法律案が施行期日を明記せずに出されております。文部当局としては、提案者を脇において恐縮ですが、甚だ御迷惑であるかと存じます。こういう法律を出されたことに……。従いまして迷惑であるとか、迷惑でないとかというとは別として、この施行期日について何らかの協議その他にお話になつたこととがございませうか。あるとするならばその大体の経緯、ないとするならば今後この問題に対してはどのような折衝の御熱意で文部大臣としてはあるのか、この点を承わりたいと存ずるのでございます。

○國務大臣(天野貞祐君) 第一問は事務当局でよいとお尋ねですから、事務当局からお答えさせていただきます。

○政府委員(田中義男君) 第一点の御質問は、実績の二分の一を下らないというが、而も第二項として、最高限度を政令において定める、それらの点について遺憾なきやうという御質問と承わつたのでございます。確かにいろいろ役所間の折衝等の経過をよく御承知のかたへには、この法律が本當に

うまく運用されてその期待通りの実を挙げるかどうか御心配になることも私も承知しております。第二項を文字通り読みますと、最高限度を政令で定めることができるのであります。私どもはこれを正直に文字通り読みまして、そうして何人も疑われないその解釈通りに一つ進めて行きたい、かように固く考えております。それで大体文字通りに考えます場合に、この最高限度、これも恐らくその次の御質問等にも関係があるのでございまして、この第二項の政令の定め方如何によりまして、非常に問題が致命的な結果を来すすわけでございます。そういう意味においてこの政令は少くとも私どもが当初考えました原案の線、これは一応全国的な平均基準に基いた妥当なる基準だと考えておるのでございますが、併しながら少くとも最高限度というところでこれを例外的に定めた以上、その原案において考えた基準よりも上廻つた線が恐らくこの政令の内容になつて来るべきであらう、かように考えておるのでございます。併しなおその準備について事務当局が退却するような気持でいろいろ事前措置をやつておるのじやないかという御質問でございまして、私の承知いたしますところでは、いろいろ御想像になつておるような、お聞きになつておるような準備はまだ実はいたしていません。ただいろいろなる場合を予想して、そうしてあ

あもこうもというやうなことは考えておるかと思ひますけれども、まだ私の手許においてさういふ事、退屈な気持ちで準備はいたしてありません。

○説明員(内藤三郎君) 関連して、

只今大蔵省から要求されております資料は実績の半額の場合に、二十八年度は幾らになるかという推定についての文部省に問合せがございましたので、そういう趣向までも第二條第一項の線で予算折衝はしたいと考えております。

○岩間正男君 そうすると、計算のときは何を使つております、検討するときに……。二年前のやつを使いますか。実績のそれに補正してやるのですか。具体的に作業するときの内容……。○説明員(内藤三郎君) 最近私どもは二十七年年度の現員現給をつかんでおりますので、二十六年年度の実績を捕捉しまして、二十七年年度の四月の現員現給をとりあつてありますから、この四月の現員現給から推定しまして、二十七年年度の給与費を推定し、それから更に二十八年年度の人口増を見込んで修正したものを大蔵省に提出しております。

○岩間正男君 とにかく二年前のデータしか使えない、それははつきりしておりますね。これは一つ大きな問題……。

○國務大臣(天野貞祐君) 一般に言つて政令は、文部省が主になつて私はきめるものだと思う、教育のことですから……。いつでもそういう建前から私どもはきめて行きますから、政令できめることだからといって、自分たちが責任を持つてやる限り……。これが大体の相馬さんのあれに対する答弁。細かいことになると、定員定額ではないけないうやないかというやうな御質問の趣意ではないかと思ひますが、それはやはりきめ方が悪いとか、その適用が悪いとかいうことであつて、十分な標準でも立てさえすれば必ずしも悪いとは

は言えない、こういうふうには私は思つておるのであります。

それから第三番目に、若しそういう政令を制定するといふときに我々が主になつてどうしてもきめなければならん、それはもう当然その実績の半額といふことであるから差支えない。

第四番目の実施期日というものは、おつしやる通りでございますが、併しこの相談はなか／＼むずかしい相談で、自分たちの思う通りにはきまらなかつた。殊にこれを実施するためには先ず地方税のほうの改革をしなければなりませんから、そういうことのためにはこれは相談上そういう相談になつたわけでございます。

○相馬助治君 大体において私のお聞きしたいことについて洩れなく趣旨としては答弁されておりますのですが、私は念を押して置きたいことは、その政令が出される場合には、この法律によれば必ず出さなくてはならないものではないのですから、政令を出す場合には文部省が責任をとるといふ前に、こういう政令に大蔵省その他から言われても応じない決意で第一にやる、そういうふうには私は了解します。それから応じてその政令を作らなければならぬ諸般の事情に相成つた場合においても、文部大臣としては飽くまでも教育尊重の立場から文部省の見解を主張して、その線に沿つてきめるべく努力する、こういうふうになつて承わつて置いて差支えないかどうか。

それから施行期日の問題は、政府委員の説明やら提案者の説明を聞きまして、結局この施行期日をどうするかということは、私が皆さんに文句を言うのではなくして、我々自身がきめる

べき性質のものでございますから、これを我々がきめる場合において、この法律案が成立の時には、これを執行しなければならぬ最高責任者としての文部大臣におかれては、この際明確に期日を設定されることがむしろ望ましいという御意見であるかどうか。こういうふうな念を押す意味で二点改めて簡単に結構ですからお考えを承わつて置きたいと存じます。

○國務大臣(天野貞祐君) 初めの点は相馬委員のおつしやる通りで、何も出さないでいいものは自分からは出したくない。出さなくともいい。出す場合には私も主になつてどこまでも教育的見地からやる。

第二の点はこれは望ましいことなんです。望ましいからいさ／＼したのですが、相談の結果こういうことになつておるわけでありませう。

○相馬助治君 我々に要望される点はございせんか。

○國務大臣(天野貞祐君) それは私は提案者ではございせんが、相談にあつた者としては、相談の上こう成り立つたのですからということを上上げるよりほかはないのであります。

○矢嶋三義君 大臣に若干伺ひたいんですが、誠に提案者に失礼でございしますが、私は実質的にはこの法律案の提案者は文部省だと、こう私は考へておりますので、そういう角度からお伺ひして行きたいと思ひます。義務教育の振興というのは天野文政の金看板であつたと思ひます。その最も大きな構想として打出されたのが前大臣以来引継がれた名前こそ異なれ、義務教育費国庫負担法であつたと、こういうふうには私は把握いたしております。そこで

原案から衆議院修正案、参議院に送付された案はこういうふうになつておるわけでありませうが、私ここで天野文部大臣に一般的なものとしてお伺ひしたいのは、天野文政の指さす方向として、私もよく義務教育の点について、更に天野文政のやはり一つの看板としての学術の振興という立場から、日本の大学というものをどういう規模において、どういう内容において持つて行かなくちやならないかという構想は折折承わつたのでございませうが、私は義務教育の振興という立場から打出された義務教育費国庫負担法案を審議するに當つて、私はやはりその教育の一貫性という立場から、天野文政としては高等学校教育の振興というものはどういうお考えを持つていらつしやるのか。これは殆んど承わつたことではないと思ひます。高等教育の中の極くひどい産業教育振興というのを一点取上げられたのは、これは私たちが法律を作つたわけでありませうが、一般的に高等学校教育、この振興というものをどう考へられておるか。これと大学教育というものと義務教育というものは一連した問題でございませうので、この法律案を審議するに當つて天野文政の構想をこの際一応承わりたいと思ひます。

○國務大臣(天野貞祐君) 大学については、私は全体のシステムとする六・三・三・四というシステムは、これはどこまでも堅持して行きたいという考へえなんです。学術研究と申したのは、必ずしも直ちに大学を指しておるものではないんです。今度の大学というのは、学術研究といへば準備期でありまして、本當の学術研究とはまだ言えないんです。私が学術の振興と申

したのは、研究所とか大学の教授の研究とか、そういうことを専ら指したものでございませう。全体のシステムとすればそういう考へを持つておるのです。が、高等学校というものは、従来の中学校を高等学校としたので、あれは言わば上級中学としようという案も当時非常にあつたのでありませうけれども、併し高等学校という名前前に結局いたしたのでございませうが、これは割合現実では今までは整備して来ておるようには私は思つたんです。とにかく下から固めて行かなくちやならないという考へから、義務教育の充実ということを先ず考へて、同時に大学に行くといつても学生は学費がないと駄目ですから、それで育英資金とか、いわゆる育英制度の充実ということを考へ、更に進んで学術の研究ということを考へたというのが大体の筋でございませう。

○矢嶋三義君 一応の筋を承わつたのでございませうが、下から積立てて行かなければならぬ、このお気持はよくわかりませう。併し例へば研究所について、或いは大学について、例へば現在の七十余年に亘るところの実情はかくかくであるから、だから何力年計画でかく／＼の予算を以てこういふふうにするというふうな御構想は大臣はちやんと持つていらつしやる、これは幾らも御発表になつていらつしやることでありませうが、さて、その大学教育の前提をなすところの高等学校教育、これは義務教育を受継いでどういふふうに行つて行かれるかというふうな点について、余り私は積極的な御意見を承わつたことはなかつたので今お伺ひしたわけなんです。私が、やはり今でも私は天野文部大臣は一連の六・三・

三・四の中で高等学校教育についてはこういう考へでいらつしやるなどというふうな点はつかめなかつたのでありませうが、何かないですか。

○國務大臣(天野貞祐君) それとは直接関係はないようでありませうが、答弁をいたします。高等学校と言へばいわゆるリベラル・アーツの、而も低い段階なんです。だから教養というふうなことを中心としてやるべきものだといふのが高等学校の大体の考へですけれども、併し同時に高等学校というものは、一方から言つたらやはり職業的なものも持つていなくちやならない。だから高等学校の全体の、何と言いましようか、基調と言いましようか、それは教養ということにある。教養ということ、そういう基調を置いておいて、而もそれ／＼の職業教育というものを主とする高等学校がある。又専ら教養、従つて大学に進む準備をするというふうなところに基調を置く高等学校校もある。要するにどの高等学校校もみな袋小路にならないで上に行けるという、こういう性格を持たせて行こう、従つて現在の学科の配置とかいふものには、まだいさ／＼改めて行かなければならぬ点があると思つております。一つの例を挙げれば、選択の科目が余りにも多過ぎる。私はもつと一定の科目はこれを必須として、これだけは必ず必須とするということがなければならぬ。現にそのためには非常に大学などでも困つておる。そういうような点において、現在の高等学校というものは、まだ科目において非常に考へるべき点を持つと思つたので、大体の基調というものは私は教養ということだと考へます。

○矢嶋三義君 現在の高等学校は未だ成高等学校というふうな感じを受けたのですが、これは私の質問の種類でございせんから、ここで一応切りまします。そこで次にお尋ねいたしますが、やはりこれは関連がございませう。と申しますのは、私は現在修正されたこの法律案、これはともかく名前は義務教育費国庫負担法、こうなつておるわけなんです、そうなりますと、これは文字から言つて更に掘下げれば、この法律案の根柢というものは、やはり文化国家建設、義務教育無償という憲法の精神が脈々として下に流れていなければならぬ。ところが現段階までになりましますと、義務教育無償という線から打出したという影は私は非常に薄いと思ひます。それはなぜかと申しますと、この市町村立学校の教育を充実させる、そういう立場から機会均等でなければならぬ。それから市町村立学校の生徒諸君の教育費の父兄の負担を少しも軽くしたい、こういう点が非常に私は重点的に出ておると思ひます。その僅か一部には義務教育無償という勾ひが少しはあるかも知れませうけれども、私はその主流をなすものではないと思ひます。いふふうになつて来ておると思ひます。そうなりますと、私はここに感ずることは、高等学校の一部を、アメリカの使節団にしてみれば、我が国に過分かも知れませんが、高等学校は準義務制にまで持つて行くべきだ、そういう方向に行つて欲しいというふうな勧告もあつたのですから、それをどういふふうにとられるか、それを全面的に準義務制に持つて行かなくては、これは敗戦日本の国民経済という立場から、社会政策的な立場からも、

例えば大臣がとき／＼口にされますが、定時制、昼間、夜間の特殊な時間に教育されるところの定時制の学校、あるいはものほけの形に法律案がなつた以上は、当然取上げるべきではないかと思ふ。過去においても当然取上げておる。市町村立学校職員給与負担法、この法律で盛られておるところの小、中から高、更に至る義務と、それから市町村立の高等学校で夜間とか昼間、或る一定期間を限つて授業をやる定時制高等学校、或いは夜間高等学校、こういうものについては給料その他の給与の負担は市町村ではなくして、これは都道府県だというように、同じ扱い方をしておるわけです。だから私は直接関係はありませんが、高等学校の準義務制というふうな一つの念願、国民経済から来るところの勤労青年大衆教育という社会政策的な一面、義務教育と市町村立の高等学校のそういう市町村立学校職員給与負担法を現実によつていけば、私は義務教育が無償だと、原案のような線で行けばそういうことを質問申上げないのですが、こういう形になつたら、相当私は違つて来ておると思ふのです。そうなりまして私はここで伺ひたいのは、高等学校の教育との関連性において、それから更に社会政策的な教育面の一環として当然市町村立学校職員給与負担法の適用を受けておるところの昼間並びに夜間の特殊な時間に教育されるところの市町村立学校に高等学校というものも入れられるように、私はやはり相談にあつた文部大臣としては、与党自由党の文部委員の諸君、更にこれの相談にあつたであろう大蔵当局とも交渉を持たれて然るべきではなかつたか。恐らく或いは交渉されたのではないかと思ひますが、そういうような感じを持つておるわけでございますが、それらについての大臣の御見解を伺ひたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は全体としてこういう建前でやつて来たということをして矢嶋委員によく御了解願ひたいのです。一時に何でもかんでもやろうといつたつてできないのですから、私はもう六三制でも、六三を先ず固めるのだというのが私の論です。高等学校でもあんなに大学に一緒にするとかそういうようなことは私の説ではなかつた。私は先ず土台を固むべきだ、六三をやすべきだ、すべての費用をこへ集中してやるべきだというのが私の論であつたのです。そういう建前からやつて来ておりますから、高等学校の義務制というふうなことも、当然私も將來、理念としては頭に持つておりますけれども、今すぐこれをやろうといつたつて到底できない。今おつしやつたような定時制とかそういうようなところも確かに周辺のなもので、そちらへ行くべきものだけれども、漸次やるよりしかたがない、こういう私は考え方なんです。

○矢嶋三義君 漸次にやるよりいたしかたがない、それは私はよくわかりました。併し法律案を二つ並べたときにちよつとおかしな感じがするのです。これは憲法の義務教育無償という線を、そののみをぐつと押出してやつた、原案ならばそうなります。それだつたら結構です。こういう形の法律案になつた場合、同じ法律である市町村立学校職員給与負担法、こうなりまして適用範囲のときにおかしいなという感じが

じがいたします。用心しないと次の段階には大蔵省からやられますよ。大蔵省或いは地財委あたりがこれと並べたときに、この中の市町村立高等学校の夜間云々をこれは落せ、市町村に持つて行け、都道府県はおかしい、こういうふうに出て来るようなことがあるのじやないか。私はこういうふうな懸念を持ちますので、あなたがたはどういうふうにお考えになつていらつしやるか。私はむしろこれと釣合をとる意味において更に、もう言ひませんが、いろいろな経済とか社会政策的立場から当然釣合のとれるような形にするべきじやなかつたかというふうな感じを深くするわけであります。

○政府委員(田中義男君) 定時制高校の問題につきましては、恵まれない勤労青年の教育として私も非常に重点を置いておるのでございまして、殊に最近関係者も非常に熱心にいる、研究討議をされました結果等を当局のほうにも持つて来られました、いろいろ相談をし合つておるところなんです。これは、御承知のように法律そのものは残つておりまして、從來十分の四というものを平衡交付金ができるまでは負担をいたしておつたのでございましてけれども、あれによつて実質上消えてしまひました。私もこれは誠に遺憾なことでありまして、丁度この法律ができましてこの機会にそれも復活して行きたい、そのために努力をしようと考えておるところでございます。

○矢嶋三義君 是非とも努力いたして頂きたいというのを要望して、次に進みますが、文部大臣に伺ひたいんですが、この法律が衆議院において可決されるに当りまして、衆議院の文部委員会が附帯決議というものをなされておられますが、恐らく大臣も御承知と思ひます。この附帯決議に善処される現在の文部大臣のお心がまえというものを伺ひたいと思ひます。どういうふうなお心がまえをしていらつしやるか。

○國務大臣(天野貞祐君) これはやはりこの趣旨が実現されるように文部省全体として、私は勿論ですが、善処するという考えでございます。

○矢嶋三義君 文部委員会で、法律としてなし得なかつた願望を附帯決議の形でなされておりますので、これを足がかりに解決できなかつた分を是非とも解決できるように御善処を特別に願ひたいと思ふのです。参議院がこれから法律案を審議して或いは可決する場合においては、或いは違つた角度から更に附帯決議が出るかと思ひますが、そういう点特別に望みいたしますが、そういう点特別に望みいたしますが、お伺ひたいと思ふのでございます。次にお伺ひたいしたい点は、この義務教育国庫負担法案が、文部省で省を挙げた研究されている過程におきまして、施設関係の立法というものもやはり該当局において十分研究されておつたことは了承をいたしております。まあ若干具体的に申上げますならば、ともかくも国民は個人においても或いは地方公共団体においても、この教育費が非常に多額を要すると喘いでいるところでございますが、特に地方公共団体においては施設、設備の点にある、特にその中でも老朽校舎の問題がこに出ておられますが、これも勿論そうであるが、戦災のまだ復旧していない所だとか、更に年々歳々やられるところの災

害、これらに対処するところの立法を是非ともやつて頂かなければ教育施設の確保ができないという、これから又、北の人は比較にならないと思ひますが、毎年数度台風風に襲われるところの西日本の、それに対する要望というものは極めて熾烈なので、従つてその必要性も認め、文部省の該当局では非常に私は仔細に研究立案過程にあつたと思ひますので、ともかく義務教育国庫負担法というものは天野文政の中核をなすものであるから、ともかく二兎を追うものは一兎をも得ないからして、ともかく義務教育国庫負担法で先ず行くというのが、私は大臣の肚であつたように推察いたしております。ところが原案がこういう過程になりますと、災害、戦災あたりの単独立法というものを計画しながら、世の目を見ずそのままになつておるわけでございしますが、原案がこういうように修正された現在、私はあの問題は放置されない問題だところ考へる。従つて私は次期国会あたりに戦災或いは災害復旧に対しての単独立法というものが政府提案において当然なされるべきだと、こういうふうに私は考へておるのですが、これに対する大臣の所見を承わりたい。と申しますのは、繰返して申上げますが、文部省内で重要法律案が二つ並立しておる。そのほか若干ありまして、とにかく二つがこの十三回国会としては重要法案として出て、大臣のお考えとして、とにかくこちらに、この中に若干含まれるからというので、これを抑え付けるという、これは語弊がありますが、ちよつと待つたという形で私は来られたと思ひますが、それが原案が

こういう形になりますれば、更に考えを新たにせなければならん点があるんじゃないかと、こう考えまして、大臣にお伺いをいたしておる次第であります。

○**國務大臣(天野貞祐)** 片方の考えと申しますのは、それは文部省の省議できまつた考えでも何でもございませんで、局の人たちが研究していただくでございませう。だから私が、省議できまつたわけでも何でもございませうから、それを私が否定したことは何もございませう。だが併し今後これをどうして行くかということについては、矢嶋委員のおつしやるところも私は御尤ものように思つて、よく研究をいたしたいと思つております。

○**矢嶋三義** まあ研究ということではありますが、時間があるんですが、次に進みますが、次にお伺いいたしますのは、よく問題になるのでございませうが、第二条の二項の点について私も大臣にお伺いいたしたいと思つてます。先ほど政府委員のお方にもお伺いしたのをごさいます、私はひそかにこういうことを考へておりました。この最高限度を政令で定めるに当つては、理想としてはかく／＼であるけれども、先ず我が国の国家財政、地方財政からい

つて、先ず第一段階ではこの程度は望ましいというところの水準をきめられ、その水準というものは指導的な立場においてきめられ、而もそれを全国一本にしてはな／＼無理であるから、乏しいながらも努力をされて、各地方のそれ／＼の現在の水準線は絶対下らないで、現在の教育の水準線は理想でないわけですから下らないで、改善の策としてはこの程度が望ま

しいのだという一つ指導的の立場から水準が打出されるものだろう。その水準たるや、現在でこぼがあるのだから、若干のグループに分けて、地方によつて経済力も違いますし、当然均一でなければならぬけれども、いろいろな点において差等がありますから、丁度その地域に該當した指導的な水準というものが決定されて行くのではな

いかという考えでございましたところから、先ほどの答弁では、一つ水準をきめる、水準をきめるとすると、どうしてもそれは若干の都道府県というものは現在の水準線を維持することができな。差がある。国庫補助の面において差がある。これは政府委員も認めておることなんです。これはどうでしよう。大臣、私は地方の自主性という立場から言つても、教育の振興という立場から言つても、例えば一県にしては非常に遺憾なことではな

いかと思つてますが、政令で定めることができればならぬのですが、その場合に如何なる方策でこれを阻止されようかと大臣はお考へになつておるか、その点を私は伺いたいと思つてます。先ず差がある果があつていいかどうかという点を伺うのです。

○**國務大臣(天野貞祐)** 私はですね、矢嶋さんのお考へにはちよつと自分にはわからない点があるのですが、日本全国の各都道府県を、その都道府県の経済力によつてです、違つた標準を立てたほうがいいだろうという意見を承つたのです。それでは教育の機会均等とか、或いは教員のいろ／＼入れ替へとかそういうようなことができなくなる理由というのが現在の一つの

悩みではないかと思つておる。自分たちは是非そういう差別をなくしたいというところを理想としておる。だからして一定の標準というものは全国的に通ずる一つの標準を考へて、それよりも低い所は是非それより高めるといふことを、こういうことを目標としておるわけなんです。

○**矢嶋三義** 私のなにしたのは、それで私はあえて指導的という言葉を使つたのですが、絶対現在の線よりは下らないで、一つよりよい方向へ進んで行くレベルをきめると言つたわけですが、その代りに絶対に下るといふことが出て来ない。絶対に下る方法として一つ考へたのですけれども、さつき政府委員の説明されたような方法で行きたいというのは何故かという、大蔵と地財委と相談するときは、先ほど

も言いました、教育費の全額という立場から計算して、水準を出しますから、大蔵、地財委に見れば、現在の給与の総額と、今度の総額とは余り変らない。でき得べくんばできるだけ我々と反対に、現状維持で、少くも出て行くというところで総額から割り出して水準を打出す。だからどうしても若干の今のレベルの高い所というのは、国庫負担の面においては下らざるを得ないと思つて。これは私は非常にそういう地域に対しては悪法になると思つて。それを如何に救済するかというこ

とですね。その点です。

○**國務大臣(天野貞祐)** その指導的な標準というのは、矢嶋さんの。

○**矢嶋三義** それはよろしうございませう。下る場合に如何に響くかということですね。

○**國務大臣(天野貞祐)** だからその

指導的標準というのは、全国的に一つの指導標準にしようというのです。この果は高くきめる、この果は低くきめるというのではない。それだから全国的に一つの標準をきめますが、併しその最低義務教育の標準というものによりますと、高くできる所も、低いところでも満足されるということがありますから、そういう欠点を防ぐために中頃の線を出そう。これまでは是非必要だといふ線を出そう、こういうのでありますから、低い所はそこまで上げて来ますが、高い所は或るときは幾分かさういう向も起り得るかと思つてますが、これはやはり全国的に義務教育といふことを考へておる立場から起つて来ることであります。

○**矢嶋三義** そこで大臣のお考へを一步進めさせていただきます、私は次のようになつてはならんと思つてますが、それが伺いたい目的なんです。と申しますのは、水準を一つ出す。そうすると、現在上にある所があるわけですね。この水準によつて、国庫が二分の一なら二分の一出す。そうなりまして、あとは地方が勝手に出していいじやないかと、こう言われまして、現在の地方税法とか、或いは地方財政法というようなものが関連を持つて要つて来ますと、必然的に国のほうで、二分の一がこれだけならというので、他にも出費があれば地方の出費の部分はそれに牽制されて下るといふのが私は過去の事情から言つて、そういうふうにならざるを得ない。そうなつて来ると思つて、だからそうなりまして、高い所は下りますから、全国的に一つの理想線を出して、それに修正の立場に行くというならば、全国どこからここに幅がある

ならば、当然この幅、而も高等学校もこういう基準になつて、小、中学校についても十分になつていないのだから、政令で定めることができる。この場合に、当然こんなところに持つて行けないから、ここあたりを持つて行くべきだ。私はそういう御答弁頂けたら私はその通りだ、それはもうベストだ、それでなくちやならんと思つて。私は又このレベルさへ十分でないのですから、さつき政府委員が如何にもこちらあたりに行くような答弁があつたから、私はさつきのように廻りくどい質問をやつたわけですが、大臣のお考へ方というものはつきりしておると思つて。そうなりまして、現在の教育の事情から言つて、当然きめる場合には、

ここあたりできめなければならん。これがこのくらいかこのくらいかわからん、それをどういふふうにお考へになりますか。

○**國務大臣(天野貞祐)** 私は先ほどから申しておりますように、一時期理想的のことはできない、だん／＼やつて行こう、今度の国庫負担法など、それは不十分なものもあるけれども、だん／＼にやつて行こう、そういう考へなんです。だから今の理想的な線を一遍に打出して、線をそこまで引上げてしまふということができなくては何にもならないから、それをできる限りにおいて最上の線を出したい、こういう考へでおります。

○**矢嶋三義** 大臣のお考へはよくわかりましたから、時間がかかるから長く続けませう。さつき相馬君から発言があつたようですが、附則のほうで政令で定めるとなつておりますね。それから教材費、これは今までなかつた画

期的なものだと提案者が自負されておつたところですが、これを政令で定める、最高限度は政令で定めることができるものとなつております。もとより私は大蔵大臣或いは大蔵官僚だつたら、第三条の教材費、施行期日だけは政令で定めておつて、一方は「定めることができる」、だから文部省で拒否した場合には、それに応じる、私が大蔵大臣だつたらそういう態度はとらん。恐らくこれは第二条は「定めることができる」、第三条は「定める」、附則一項は「定める」、これが一語でなかつたら恐らくそれは言うことを聞きはせんと思うですよ。だから「定めることができる」となつておるから云々ということであらう。私は柳の下には鱈はおらんと思う。ここに私は大臣に要望いたして置きたい点は、だから今質疑応答したのですが、変な標準の限度はきめないうが、うかつきめるとその弊害が大きいというところは十分お考えになつていらつしやるでしようが、この法律が通過した挙句においては、通過するかしないかわからないのです。が、成立したときには、こういう最高限度をきめるというところは、場合によつたならば非常にマイナスな面が出て来るのだという点は私は特に慎重でなければならぬということを申し上げて置きたいのでございます。

次にお伺いしたい点は、この法律案の骨子とするところは「教職員給与費について、その実支出額の二分の一を負担する」、これが何と言つても私は骨子だと思つてゐるが、そこでさつきも私提案者にちよつとお伺いしたしたのでございますが、天野文部大臣にお伺い

いたしたいと思つてゐます。この市町村立学校職員給与負担法によるところの給料その他の給与の支払義務、これは先ほど申上げたような学校について、学校の教職員については、都道府県になつておるのでございますが、現在市町村に教育委員会を必置されるという動向にあるわけでございます。二十五日衆議院で或いは決定されるのかも知れない情勢でございまして、そうなりますと、人事権がそちらに移つて行くわけでございまして、市町村立学校職員給与負担法で行くと、給料その他の給与の支払義務者、これは現在都道府県なんです、それと市町村に教育委員会を設けて人事権をそちらに移すという関連性、こういうものをどういうふうにお考えになつていらつしやるかお伺いしたいと思つてゐます。

○國務大臣(天野貞祐君) 文部省は御承知のように一年間延ばそうという考へでおるのですから、又そういう点をはつきりとするのだというふうにはきめておりません。適当に考へて行きたいと思つてゐます。

○矢嶋三義君 政府が如何にお考えでありますやうとも、衆議院で二十五日に二法律案が否決され、参議院に両院協議会を申入れることがなかつた場合には、好むと好まざるにかかわらず十一月一日から現実に発足するわけですね。でございまして、文部省としてはすでにそういう場合に対する対策として何らかの私は御研究、御見解を持つていらつしやるかやならん。その点を伺います。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はその際には県に置くというのの一つの考へだ

と自分は思つております。ただ今私がここで必ずやうやるんだというふうなことを申上げる段階になつていないと思つてゐます。まだあの法律案も決して文部省の出したものを否決されておるわけではないのですから、「(進行)」と呼ぶ者あり。

○矢嶋三義君 進行しますよ。御心配要らない。大臣もお疲れのようですから余り続けません。もう終りますから。この前教育委員会法のことから関連して、私どもも不安なんです、この段階になれば、かくなれば、このうなれば、こうというはつきりしたものを私は是非承わりたいわけなんです。この前、休会に入る前に、私はこれは通過した場合はよろしい、否決した場合はどういふ場合と、どういふ場合と、どういふ場合がある、その時間的な面から考へた場合が、どういふ問題がある、経済的な面から考へたならば、どういふ問題がある、ということをばつきりという問題として頂きたいということをお願いしておつたわけでありまして、本日まで頂けないわけなんです。こういう点は行政府におられる、而も自由党内閣、与党の上に乗つてゐる吉田内閣、その下に働かされてゐるところの政府委員としては非常に困つた点だと思つてゐる、併し国会がそういう態度に出た以上、行政府はしつかりした準備を以て国民に助言と指導を与えて頂かないと、我々實際今度休会が帰つたのです、で、いろいろな場合合かれて、一体文部省はどう考へてゐるのか、ということについて確たる答弁ができない。君はどう考へてゐるのか、ということであれば、それは私たちの考へは言われませんが、併し行政府はどういう準備と

どういふ構想を持つておられるか、ということがばつきりしていない点は非常に困つたのですが、まあそんなことはこの法律案と関係がないから申上げません、が、ともかく両様の態勢、この分準備して頂きたい。それからこの前要求した資料は早急に一つ出して頂きたいと思つてゐます。

それから最後に一つお尋ねいたしますが、市町村立学校職員給与負担法に関連して、やはり給与の問題、教員の問題と直接関連がないが、先ほど大臣がお見えになる前に政府委員にちよつとお伺いして、私は十分満足する答弁を頂けなかつたので、一応大臣にもお伺いいたしますが、學術研究それから大学教育、高等学校教育、更に義務教育について一応承わつたのですが、その義務教育の就学前の幼児教育ですね、これについて幼稚園と託児所、これらの關係を、まあ託児所になると厚生省と非常に関連があるのですが、託児所について大臣どう考へていらつしやるか、それとそれからもう一点は、幼稚園の職員の給与その他の支払義務者ですね、これをやはり市町村立学校職員給与負担法の第一条に謳われる学校と同様に適用するようにしてはどうかというやうな議論も相当強いわけなんです、それらに対する大臣の御見解を承わりたいと思つてゐます。

○國務大臣(天野貞祐君) 幼稚園のことと私は前からそれに関心を持つておるので、現在のままではやはりいいない。もつとあれを充実することが必要だ。託児所は又託児所で十分その使命を持つておるのですけれども、幼稚園は幼稚園として、私は充実することが必要だと思つてゐる。又その教員の給与の支払等も府県においてするといふ方法がよいのではないかと、そういう考へ方を持つております。

○矢嶋三義君 それからいろいろ厚生省所管関係と文部省関係と相剋のあることを御存じでしよ、ね。文部当局は十分検討して頂きたいと思つてゐます。

○岩間正男君 時間がありませんが、私は今日質問しませんが、この次の機会にこれは是非御出席を求めたいと思つてゐます。(賛成と呼ぶ者あり)それは大体調べておいてもらいたい問題は、前の新築田の大学事件がその後どうなつておるか。水産大学の事件、それから月島の第三小学校の事件、それからもう一つは最近起りました、十八日に起つた駒場の東大教授事件、この四つについて質問します。十分に準備しておいてもらいたい。これは第一次東大事件のようなああいう無責任の答弁では困りますから、よく調査して頂きたい。できるだけよく調査をして頂きたい。(議事進行と呼ぶ者あり)

○國務大臣(天野貞祐君) 失礼ですが、もう一度言つてみて下さい。

○岩間正男君 新築田の分校の事件、次は水産大学校舎の問題、第三点は月島第三小学校の接収、これも解除になると言つてゐるにまだ、これは遅れるらしい。それからもう一つは、東大の教養学部、駒場のあすこで七名逮捕されたでしよ、あの問題。

○委員長(梅原隆盛君) それでは、今日はこの委員会を散会することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(梅原隆盛君) それでは文部委員会を散会いたします。

午後五時二十七分散会